

# 戦前期日豪羊毛貿易における諸問題-高島屋飯田株式会社 の書簡類の分析を中心に-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学政治経済研究所 公開日: 2013-11-21 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 秋谷, 紀男 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/16211">http://hdl.handle.net/10291/16211</a>

# 戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

— 高島屋飯田株式会社の書簡類の分析を中心に —

秋 谷 紀 男

---

## 《論文要旨》

---

近年、1920年代から1930年代にかけて活発化した日豪羊毛貿易に関しては、National Archives of Australia のシドニーブランチに所蔵されている史料をもとに分析が進んできている。筆者もすでに高島屋飯田株式会社の羊毛取引に関して数編の論文を発表し、同社の羊毛取引の実態を明らかにしてきた。しかし、高島屋飯田関係史料は膨大であり、書簡類は一部しか利用することができなかった。

本稿では高島屋飯田の『本部来信其ノ他』などの書簡類を分析し、1920年代から1930年代における同社の羊毛買付の実態を解明し、この過程で生じていた諸問題を明らかにした。高島屋飯田の『本部来信其ノ他』に所収された書簡類には、同社の東京本店本部あるいは神戸、大阪などの支店からシドニー、メルボルンの両豪州出張所へ送付されたものが含まれている。これらの書簡類によれば、同社の全体的な経営における日豪羊毛貿易は、豪州での羊毛買付の増加とともに重要性も増してきた。ただし、羊毛貿易は営業経費も高く、売上利益に比して純利益は少ない傾向にあった。また、高島屋飯田は陸海軍への官公庁納品が多く、日本が戦時体制へ突入していく中で、同社経営において官庁部の占める割合も依然高かった。高島屋飯田の経営においては、陸海軍を中心とした官公庁への御用品販売が経営の中軸であり、これを羊毛、毛糸などの柔物部、機械、金物などの堅物部が支えるという構造であった。

一方、羊毛貿易に関していえば、高島屋飯田が豪州で羊毛買付を急増できた背景には日本毛織との関係があることを確認できた。高島屋飯田では羊毛鑑定技術に問題を持っていたが、1930-31羊毛年度において日本毛織から歩留等のクレームをしないという特別条件をもらい、これにより多量の羊毛注文にこたえることができた。高島屋飯田ではこの特別注文を契機として、日本毛織からのクレームを少なくするために羊毛買付鑑定人の養成と技術向上に力を入れ、新入社員の採用段階から羊毛鑑定人に適任な人材の採用をおこなうなどして継続的な羊毛注文の確保に努めたの

である。

さらに、高島屋飯田ではこの時期に豪州への人絹織物、綿織物輸出を増加させており、輸出関連でも決済等で大きな問題を抱えていた。こうしたところから、1936年の対豪通商擁護法の発動にともなう日豪貿易の停滞は大きな経営問題となっていた。この日豪通商交渉過程は、日本政府から日本商社に詳細な報告がなされており、各商社では羊毛輸入、人絹織物・綿布輸出においてこれらの情報をいち早く受けて行動に移していたことを明らかにした。

**キーワード：**日豪貿易、羊毛買付、人絹織物、対豪通商擁護法

---

## はじめに

1910年代から1930年代の日豪貿易は、日本側の入超による片貿易の状態におかれていた。日本から豪州への主要輸出品は、絹織物、綿織物、木材、陶磁器、莫大小製品、硝子及硝子製品、玩具、ブラシ、制帽用真田、鈕釦、樟脳等であった。一方、豪州から日本へ輸入されていたのは、羊毛、小麦、亜鉛、鉛、粗製硫酸アンモニウム等であった。輸入額の最も多かったのは羊毛であり、羊毛、小麦などを中心とした輸入の活発化によって貿易額は増大した。これにともなって、日本の貿易商社として三井物産、兼松商店、高島屋飯田、三菱商事、岩井商店、日本綿花などが豪州内で活発な羊毛買付活動を展開した。なかでも、豪州羊毛輸入量に関しては、1930年代において高島屋飯田が三井物産、兼松商店という二大羊毛輸入商社を急速に追い上げ、日本第3位の羊毛輸入商社までに急成長した。

すでに、高島屋飯田については拙稿「1930年代における高島屋飯田株式会社の経営と日豪貿易」<sup>(1)</sup> および「高島屋飯田株式会社の豪州羊毛買付」<sup>(2)</sup> において、National Archives of Australia のシドニーブランチに所蔵されている同社史料をもとに1920年代から1930年代にかけて豪州羊毛買付を急増

させた同社の様相を明らかにした。ただし、これらの拙稿では高島屋飯田の書簡等について一部しか利用することができなかったために、同社の経営内容や羊毛取引にともなうさまざまな問題点については明らかにできなかった。そこで、本稿では高島屋飯田の『本部来信其ノ他』などの書簡類を分析し、1920年代から1930年代における同社の羊毛買付の実態を解明し、この過程で生じていた諸問題を明らかにしようとするものである。なお、本稿でとりあげる高島屋飯田の『本部来信其ノ他』に所収された書簡類は、同社の東京本店本部あるいは神戸、大阪などの支店からシドニー、メルボルンの両豪州出張所へ送付されたものが中心となっている。

## 1. 1920年代から1930年代の高島屋飯田の経営

### (i) 高島屋飯田の豪州羊毛貿易

高島屋飯田の豪州市場での羊毛買付は1920年代半ばから活発化してきた。豪州で最も羊毛取引量が多かったシドニー市場で高島屋飯田の買付量を見てみよう。1920-21羊毛年度のシドニー市場第1競売室席順（Large Lots）をみると、高島屋飯田は第58位であり、5年間の買付量はわずかに1,955俵にすぎなかった。日本商社の中では兼松商店、大倉商事、三井物産について第4位であったが、第3位の三井物産に大きく差を開けられていた（第1表）。

しかし、高島屋飯田は1924-25羊毛年度にシドニー市場第1競売室席順（Large Lots）が第15位まで上昇し、兼松商店、三井物産について日本の羊毛買付商社のなかでは第3番目となった（第2表）。さらに、1930-31羊毛年度のシドニー市場第1競売室席順（Large Lots）では第16位と順位を落としたものの、1925-26羊毛年度から1929-30羊毛年度までの5年間で6万5,980俵の買付量を達成した。この羊毛年度には、日本商社が羊毛買付量を増加させ、競売室席順は三井物産第3位、兼松商店第4位、三菱商事第6

第1表 シドニー市場第1競売室席順 (Large Lots) と羊毛買付量  
(1920/21 羊毛年度)

(単位: 俵)

席順	バイヤー	5羊毛年度合計 (1914/15-1919/20)
1	Martin & Co. Ltd., W. P.	163,931
2	Wenz & Co.	160,421
3	Wattinne, Henri	121,730
4	Flipo, Pierre	97,276
5	Masurel Fils	96,408
6	Caulleiz, Henry	91,791
7	Kreglinger & Fernau Ltd.	77,930
8	Gosset & Co. Eugene (A. Duboo)	76,685
9	Hincheliff, Holt & Co.	75,240
10	Kanematsu, F.	73,271
21	Okura & Co. (Trading) Ltd.	29,889
25	Mitsui Bussan Kaisha Ltd.	27,263
58	Iida & Co.	1,955

(注) “The Sydney and Brisbane Woolbuyers’ Association, Figures for Allotment of Bidding Seats for Season 1920/21 in No. 1 Wool Sale Room (Large Lots Only), Sydney Market” (NAA: SP 1098/16 Box 6) により作成。網かけは日本商社。

第2表 シドニー市場の第1競売室席順 (Large Lots: 大口物) と  
羊毛買付量 (1924-1925 年羊毛年度)

(単位: 俵)

席順	バイヤー	1915- 1916	1920- 1921	1921- 1922	1922- 1923	1923- 1924	5羊毛年度 合計
1	Martin & Co. Ltd., W. P	52,400	11,930	62,245	41,868	31,840	200,283
2	Kanematsu (Australia) Ltd. F.	24,273	6,390	29,732	27,831	19,500	107,726
3	Biggin & Ayrton	21,350	2,811	33,952	19,238	12,207	89,558
4	Wenz & Co.	32,880	6,258	15,253	15,706	12,578	82,675
5	Wattinne, Henri	24,334	10,967	21,377	14,037	9,789	80,504
6	Hincheliff, Holt & Co.	23,334	3,680	25,121	15,544	7,646	75,325
7	Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.	9,630	6,877	18,581	20,229	15,635	70,952
8	Flipo, Pierre	19,760	4,602	10,889	18,014	17,597	70,862
9	Masurel Fils	20,941	6,718	11,921	12,533	11,162	63,275
10	Kreglinger & Fernau, Ltd.	24,268	3,374	9,594	11,771	10,741	59,748
15	Iida & Co. Ltd.	…	3,305	13,592	14,449	5,734	37,080
25	Okura & Co. (Trading) Ltd.	9,320	2,425	6,326	7,390	3,595	29,056
50	Japan Cotton Trading Co. Ltd.	…	…	…	5,066	6,555	11,621
55	Mitsubishi Trading Co. Ltd.	…	…	…	4,691	5,629	10,320

(注) “The Sydney and Brisbane Woolbuyers’ Association, Figures for Allotment of Bidding Seats for Season 1924-25 in No. 1 Wool Sale Room (Large Lots Only) Sydney Market” (NAA: SP 1098/16 Box 6) により作成。網かけは日本商社。

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

位、大倉商事第13位、日本綿花第20位となり、日本商社間での羊毛買付競争も激化してきた（第3表）。

高島屋飯田の1931-32羊毛年度の買付量は8万784俵であり、うちシドニー市場で51.2%にあたる4万1,388俵を買付けており、シドニー市場への依存が高かった。ブリスベン市場は22.0%の1万7,756俵、メルボルン、オルバリー、ジーロン、タスマニアでは20.6%の1万6,648俵を買付けていたほか、アデレードでは4.7%の3,773俵、ニュージーランドでは1.5%の1,219俵を買付けていた。同社ではメルボルンに出張所を設けており、メルボルンを中心としてビクトリア州、南オーストラリア州への買付けも積極的に行っていたのである（第4表）。

高島屋飯田ではこれ以降も羊毛買付量を増加させ、1935-36羊毛年度のシドニー市場第1競売室席順（Large Lots）では第4位の席を確保し、買付量

第3表 シドニー市場の第1競売室席順（Large Lots：大口物）と羊毛買付量（1930-1931年羊毛年度）  
（単位：俵）

席順	バイヤー	1925-1926	1926-1927	1927-1928	1928-1929	1929-1930	5羊毛年度合計
1	Martin & Co. Ltd., W. P.	64,391	47,729	38,897	37,200	29,193	217,410
2	Bersch & Co.	37,107	58,015	43,437	48,310	18,938	205,807
3	Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.	21,792	39,291	50,371	47,765	42,170	201,389
4	Kanematsu (Australia) Ltd. F.	18,656	26,072	33,157	36,789	33,359	148,033
5	Wenz & Co. Ltd.	23,537	36,286	28,580	21,606	35,782	145,791
6	Mitsubishi Trading Co. Ltd.	13,650	20,841	24,335	35,106	23,984	117,916
7	Biggin & Ayrton	30,961	24,226	17,370	23,295	13,777	109,629
8	Wattinne, H.	20,535	19,585	11,292	20,752	22,437	94,601
9	Masurel Fils	16,478	11,763	13,380	14,673	27,503	83,797
10	Flipo & Co., Pierre	13,784	16,147	20,947	11,486	20,374	82,738
13	Okura & Co. (Trading) Ltd.	7,835	16,471	16,850	20,318	10,475	71,949
16	Iida & Co. Ltd.	8,554	13,853	11,035	16,622	15,916	65,980
20	Japan Cotton Trading Co., Ltd.	7,644	13,407	19,297	17,126	4,782	62,256

（注） “The N.S.W. and Queensland Woolbuyers' Association, Figures for Allotment of Bidding Seats for Season 1930-1931 in No. 1 Wool Sale Room (Large Lots Only), Sydney Market” (NAA: SP 1098/16 Box 6) により作成。網かけは日本商社。

も5年間で17万6,575俵へと飛躍的に伸ばした(第5表)。このように、高島屋飯田はシドニー市場第1競売室席順(Large Lots)だけを見ても、1920年代後半から1930年代にかけて買付量を増やしてきた。また、1933年7月から1938年6月までの5年間の各国羊毛バイヤーの豪州羊毛買付量(第6表)

第4表 高島屋飯田の市場別羊毛買付量(1931-1932羊毛年度)

(単位:俵)

市場	俵(bale)	構成比(%)
シドニー(Sydney)	41,388	51.2
ブリスベン(Brisbane)	17,756	22.0
メルボルン(Melb.)	16,648	20.6
ジーロン(Geelong)		
オルバリー(Albury)		
タスマニヤ(Tas.)		
アデレード(Adelaide)	3,773	4.7
ニュージーランド(N.Z.)	1,219	1.5
合計	80,784	100.0

“Total Purchase by Iida & Co. 1931-1932”(NAA: SP 1098/16 Box 6)により作成。

第5表 シドニー市場の第1競売室席順(Large Lots:大口物)と羊毛買付量(1935-1936年羊毛年度)

(単位:俵)

席順	バイヤー	1930-1934(4 years)	1934-1935	5羊毛年度合計
1	Mitsui Bussan Kaisha, Ltd.	227,248	65,745	292,993
2	Martin & Co. Ltd., W. P.	164,073	50,370	214,443
3	Kanematsu (Australia) Ltd. F.	159,456	36,988	196,444
4	Iida & Co. Ltd.	122,757	53,818	176,575
5	Mitsubishi Trading Co. Ltd.	137,828	27,607	165,435
6	Biggin & Ayrton	99,443	33,912	133,355
7	Wenz & Co. Ltd.	90,655	18,137	108,792
8	Pohl & Krech	72,653	26,105	98,758
9	Holt & Co., Ltd., H. S.	69,099	25,650	94,749
10	Haughton & Co. Ltd., H. S.	68,329	15,305	83,634
20	Okura & Co. (Trading) Ltd.	51,164	13,231	64,395
21	Japan Cotton Trading Co., Ltd.	48,049	13,128	61,177

(注) “The N.S.W. and Queensland Woolbuyers' Association, Figures for Allotment of Bidding Seats for Season 1935-1936 No. 1 Wool Sale Room (Large Lots Only), Sydney Market”(NAA: SP 1098/16 Box 6)により作成。合計が一致しないところもあるが、史料のまま掲載した。網かけは日本商社。

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

第6表 豪州羊毛の各国バイヤー買付量（上位20社）と日本商社  
（1933年7月-1938年6月）

（単位：俵（%））

席順	バイヤー	行先	Brisbane	Sydney	Melb. & Geelong	Adelaide	Perth	Tasmania	Total
1	Wm. Haughton & Co.	英国, 大陸, 国内	61,295 (9.2)	119,762 (17.9)	270,306 (40.5)	143,610 (21.5)	65,411 (9.8)	7,701 (1.2)	668,085 (100.0)
2	Mitsui Bussan Kaisha	日本	100,806 (17.3)	245,731 (42.1)	186,695 (32.0)	44,140 (7.6)	—	5,741 (1.0)	583,113 (100.0)
3	F. Kanematsu (Aust) Ltd.	日本	92,191 (17.6)	196,518 (37.5)	185,110 (35.3)	45,379 (8.7)	—	4,909 (0.9)	524,107 (100.0)
4	J. W. McGregor & Co.	英国, 大陸	121,412 (24.5)	180,264 (36.3)	32,677 (6.6)	160,371 (32.3)	—	1,614 (0.3)	496,338 (100.0)
5	Biggin & Ayrton	英国, 大陸	104,040 (21.1)	263,237 (53.5)	104,021 (21.1)	21,024 (4.3)	—	2,855 (0.6)	492,322 (100.0)
6	Iida & Co., Ltd.	日本	79,336 (20.3)	199,505 (51.1)	78,808 (20.2)	31,537 (8.1)	—	937 (0.2)	390,123 (100.0)
7	Simonius Vischer & Co.	大陸	52,611 (14.6)	102,933 (28.6)	148,720 (41.3)	21,622 (6.0)	28,167 (7.8)	5,838 (1.6)	359,891 (100.0)
8	W. P. Martin & Co.	英国	38,171 (10.9)	235,350 (67.2)	74,729 (21.3)	—	—	6,083 (1.7)	350,333 (100.0)
9	J. Sanderson & Co.	英国	27,601 (8.0)	71,086 (20.7)	135,101 (39.0)	36,455 (10.5)	70,961 (20.5)	5,497 (1.6)	346,701 (100.0)
10	Com. D'Imprt. De Laines	大陸	61,851 (21.4)	74,748 (25.9)	124,036 (42.9)	26,168 (9.1)	—	2,207 (0.8)	289,010 (100.0)
11	Wenz & Co., Ltd.	大陸	46,971 (17.3)	93,942 (34.6)	29,179 (10.8)	21,188 (7.8)	74,857 (27.6)	5,253 (1.9)	271,390 (100.0)
12	Mitsubishi Trading Co. Ltd.	日本	51,334 (18.9)	138,151 (51.0)	71,787 (26.5)	9,376 (3.5)	—	282 (0.1)	270,930 (100.0)
13	Pohl & Krech	ドイツ	71,502 (27.5)	107,184 (41.3)	50,125 (19.3)	30,984 (11.9)	—	5,175 (2.0)	259,795 (100.0)
14	Wattinne Bossut Fils & Cie	大陸	44,977 (18.3)	128,921 (52.5)	27,776 (11.3)	41,834 (17.0)	—	2,281 (0.9)	245,789 (100.0)
15	A. Dewavrin Fils & Cie	大陸	44,495 (20.6)	116,916 (54.3)	31,223 (14.5)	14,245 (6.6)	—	8,618 (4.0)	215,497 (100.0)
16	R. Jowitt & Sons	英国	6,775 (3.3)	29,104 (14.4)	1,400 (0.7)	46,899 (23.2)	118,198 (58.4)	—	202,376 (100.0)
17	Lohmann & Co., Ltd.	ドイツ	80,500 (44.8)	74,929 (41.7)	15,583 (8.7)	7,620 (4.2)	—	1,250 (0.7)	179,882 (100.0)
18	Bersch & Co.	ドイツ	53,289 (29.7)	126,214 (70.3)	—	—	—	—	179,503 (100.0)
19	H. Dawson Sons & Co., Ltd.	英国	20,205 (11.5)	48,182 (27.3)	30,257 (17.2)	11,131 (6.3)	65,531 (37.2)	1,086 (0.6)	176,392 (100.0)
20	A. R. Lempriere Pty, Ltd.	英国, 大陸	29,953 (17.2)	64,219 (36.9)	77,026 (44.3)	491 (0.3)	—	2,222 (1.3)	173,911 (100.0)
23	Okura & Co., Ltd.	日本	37,875 (23.4)	91,645 (56.5)	28,241 (17.4)	4,331 (2.7)	—	20 (—)	162,112 (100.0)
40	Japan Cotton Trading Co., Ltd.	日本	22,339 (22.4)	71,790 (71.9)	5,663 (5.7)	—	—	—	99,792 (100.0)
56	Iwai & Co.	日本	9,172 (14.5)	24,183 (38.2)	28,389 (44.8)	—	—	1,582 (2.5)	63,326 (100.0)

(注) "Purchases of Australian Wool Buyers for 5 Years Ending June, 1938, According to Official Association Lists" (NAA: SP 1098/16 Box 6) により作成。網かけは日本商社。



をみると、高島屋飯田は39万123俵を買い付けて全体の第6位に位置し、日本の商社の中では三井物産（58万3,113俵）、兼松商店（52万4,107俵）に次いで3番目の買付量を達成した。さらに、羊毛買付市場別にみると、シドニー51.1%、ブリスベン20.3%、メルボルン・ジーロン20.2%、アデレード8.0%、タスマニア0.2%であり、高島屋飯田はシドニー出張所のおかれたシドニーを中心として買付活動を展開していた。さらに、ブリスベンまで羊毛買付をおこない、またメルボルン出張所のおかれたメルボルン、その周辺のジーロン、あるいは南オーストラリア州のアデレードまで買付をおこなっていた。

このように、高島屋飯田は三井物産、兼松商店には及ばなかったものの、1930年代には日本を代表する羊毛買付商社のひとつとして数えられるようになった。高島屋飯田がこれほど急激に羊毛買付量を増加した背景には、日本毛織との特別な関係が構築されたことがある。こうした高島屋飯田と日本毛織については後述することにして、まずは高島屋飯田が羊毛買付を増加する中で、同社の東京および大阪支店はどのような経営をしていたかについてみてみよう。

#### (ii) 高島屋飯田の国内支店の営業状況

高島屋飯田の東京店、大阪店の決算については、高島屋飯田本店からシドニー出張所およびメルボルン出張所に送られた『本部来信其ノ他』に所収された書簡の中に報告書等が含まれている。ここでは、第21回（1926年下半期）から第34回（1933年上半期）までの両店の決算を考察し、豪州での羊毛買付が拡大する中で、高島屋飯田の経営における羊毛貿易の位置づけや東京、大阪の経営状況を中心にみていきたい。なお、第33回から名古屋店の決算が加えられたほか、神戸店の業績についても一部記録されているので、これらの支店についても判明出来る範囲で考察を加えた<sup>(3)</sup>。

第 21 回 (1926 年下半年)

第 21 回の東京・大阪店各部門決算 (第 7 表) によれば, 両店の純利益は 20 万 7,729 円 19 銭であり, 内地部は 14 万 3,488 円 83 銭, 輸入部は 6 万 4,240 円 36 銭であった。内地部は両支店の純利益の 69.1%, 輸入部は 30.9% を占めており, とくに内地部の東京店では 12 万 7,238 円 46 銭で全体の 61.3% の純益を上げていた。この時点では内地部の内容は記載されていないが, 陸海軍への御用品の納入が主たるものであった。これに反して, 大阪店は内地部の売上高は東京店を大きく下回り, 売上利益も東京店の約 9 分の 1 にしか達しておらず, 外地部に比して内地部への依存が小さかった。

東京店決算を詳細にみると, 内地部は 74.6% と圧倒的に高く, その反面, 外地部は 25.4% にとどまっていた。外地部の内訳では羊毛が 2 万 6,034 円 59 銭で全体の 15.3% を占め, 毛類輸入も 2 万 2,738 円 44 銭で 13.3% に達した。機械用品や雑貨は赤字になっており, 東京店で輸入は高島屋飯田全体の中では特に低かったといえる (第 8 表)。

一方, 大阪店決算 (第 9 表) では, 内地部が 43.8%, 輸入部 56.2% であり, 東京店に比して輸入部の割合が高かった。最も利益が上がっていたのは毛類人絹であり, 1 万 1,066 円 98 銭で同店の 29.8% を占めた。大阪店の羊毛は

第 7 表 高島屋飯田株式会社の東京・大阪店各部門別決算 (第 21 回: 1926 年下半年)  
(単位: 円)

各 部	各店別	売 上 高	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
内地部	東京	1,842,563.34	184,129.02	56,890.56	127,238.46 ( 61.3)	143,488.83 ( 69.1)
	大阪	275,863.98	20,249.27	3,998.90	16,250.37 ( 7.8)	
輸入部	東京	2,553,107.89	135,147.54	91,799.28	43,348.26 ( 20.9)	64,240.36 ( 30.9)
	大阪	6,605,327.99	120,296.00	99,403.90	20,892.10 ( 10.1)	
合 計		11,276,863.20	459,821.83	252,092.64	207,729.19 (100.0)	207,729.19 (100.0)

(注)(1) 「To London, Sydney, New York 宛第廿一回東京大阪合併決算」(1927. 4. 30), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) 外国経費については, ロンドン, ニューヨークは大体取引高と比例して負担し, 羊毛は大阪が 3 分の 2, 東京が 3 分の 1 を負担した。

第 8 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算 (第 21 回東京店分: 1926 年下半期)

(単位: 円)

各部	各係別	売上高	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
	内地部	1,842,563.34	184,129.02	56,890.56	127,238.46 ( 74.6)	127,238.46 ( 74.6)
輸入部	機械用品	131,088.41	13,837.97	15,181.72	▲1,343.75 (-0.8)	43,348.26 ( 25.4)
	毛類 (輸入)	637,498.03	44,346.99	29,038.69	22,738.44 ( 13.3)	
	〃 (東京モス分)	316,680.62	7,430.14			
	金物	589,711.74	15,240.23	14,417.47	822.76 ( 0.5)	
	雑貨	51,599.23	1,380.35	6,284.13	▲4,903.78 (-2.9)	
	羊毛	826,528.96	52,912.14	26,877.55	26,034.59 ( 15.3)	
合計		4,395,671.23	319,276.56	148,689.84	170,586.72 (100.0)	170,586.72 (100.0)

(注)(1) 「To London, Sydney, NewYork 宛第廿一回東京大阪合併決算」(1927. 4. 30), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑収入は 429 円 36 銭, 利子収入は 8,252 円 56 銭であり, これを東京部合計 17 万 586 円 72 銭に加えると, 東京店の純利益は 17 万 9,268 円 64 銭であった。

(3) 機械用品の内には木簡「シャトル」の如き内地紡織用品を含んでいる。

(4) 外国経費については, ロンドン, ニューヨークは大体取引高と比例して負担し, 羊毛は大阪が 3 分の 2, 東京が 3 分の 1 を負担した。

第 9 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算 (第 21 回大阪店分: 1926 年下半期)

(単位: 円)

各部	各係別	売上高	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
	内地部	275,863.98	20,249.27	3,998.90	16,250.37 ( 43.8)	16,250.37 (43.8)
輸入部	毛類人絹	912,280.81	30,049.20	18,982.22	11,066.98 ( 29.8)	20,892.10 (56.2)
	輸入羅紗	200,343.45	4,394.35	5,073.94	▲ 679.59 (-1.8)	
	機械金物	451,364.55	10,287.79	12,067.07	▲1,779.88 (-4.8)	
	呉服店商品	93,446.79	117.83	2,864.00	3,994.09 ( 10.8)	
	住江商品	6,109.38	6,740.26			
	輸入紡織用品	121,815.87	5,143.37	8,338.56	2,228.74 ( 6.0)	
	内地紡織用品	111,461.31	5,423.93			
	雑雑商品	133,118.64	5,604.51			
	羊毛	4,575,387.19	52,534.76	47,527.42	5,007.34 ( 13.9)	
合計		6,881,191.97	140,545.27	103,402.80	37,142.47 (100.0)	37,142.47 (100.0)

(注)(1) 「To London, Sydney, NewYork 宛第廿一回東京大阪合併決算」(1927. 4. 30), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑損は 5,922 円 90 銭, 利子収入は 4,150 円 87 銭であり, これを大阪部合計 3 万 7,142 円 47 銭に加えると, 大阪店の純利益は 3 万 5,370 円 44 銭であった。

(3) 輸入羅紗は元史料の合計が一致しないため, 計算しなおして掲載した。

(4) 外国経費については, ロンドン, ニューヨークは大体取引高と比例して負担し, 羊毛は大阪が 3 分の 2, 東京が 3 分の 1 を負担した。

(5) 合計の一致しないところもあるが, 原史料のままとした。

### 戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

5,007 円 34 銭の利益があったものの、東京店の 2 万 6,034 円 59 銭を大きく下回っている。しかしながら、大阪店の羊毛売上高は 457 万 5,387 円 97 銭で東京店の 82 万 6,528 円 96 銭と比較して 5 倍以上の売上高になっていることは注目すべきである。しかし、売上利益になると東京店 5 万 2,912 円 14 銭、大阪店 5 万 2,534 円 76 銭でほぼ同額になっている。しかも営業経費は東京店 2 万 6,877 円 55 銭、大阪店 4 万 7,527 円 42 銭で大阪店の経費が東京店を大きく上回っていた。高島屋飯田では羊毛の外国経費は大阪が 3 分の 2、東京が 3 分の 1 を負担することになっており、こうした外国経費の負担増が大阪店の純利益減少に影響しているものと考えられる。

高島屋飯田では、羊毛取引において 1926 年から 1927 年にかけて大きな変革期を迎えていた。高島屋飯田の豪州羊毛買入れは、シドニーの Dawson & Co. を代理店として開始し、その後、同社はシドニー出張所として独立して羊毛買付をおこなっていた。高島屋飯田では、外国人の羊毛バイヤーの Dulieu (デュリュール) を雇い入れて羊毛競売に立たしていたが<sup>(4)</sup>、買付けにあたって問題を抱えていた。それは日本毛織からのクレーム問題である。すなわち、シドニー出張所では外国人バイヤーが日本毛織向けの羊毛を買い付けていたが、1927 年 2、3 月頃に買い付けた日本毛織向けのタイプ 13 で実に 5,369 円 80 銭のクレームを受けた。大阪店からシドニー出張所岡島芳太郎に宛てた書簡の中で、「往々同社ハ claim ヲ出ス習慣有之、如何シテモ此レニ対抗可致理由ナク不満ナガラ承認ヲ余儀ナクセラルル結果ト相成リ実ニ迷惑千万ニ被存候」<sup>(5)</sup> と記し、このクレームを受けざるを得なかった。その理由については、「此ノ当時ノ Dulieu ノ心理状態ガ通常デナク、余程無理ヲシテ一俵ニテモ買入度希望ノ許ニ取扱ハレタル哉、日毛モ実ニ其不成績ニ驚キタル様子ニテ同時ノ買入トナル他社ノ quality ニ比シ余程見劣アリ、且常ニ飯田ノ扱ヒ馴レタル Type “13” ニ不拘不思議ナル位ノ不出来トテ又 claim value モ余程会社ハ譲歩セル様子ニアリテ吾々モ実ニ汗顔ニ不耐候、

尤モ今日 Dulieu ノ去リタル際ニスカル失態ハ Repeat スルガ如キハ無之筈ニ候ガ、日本毛織トシテハ更ニ一層本 Season ニ対シ不安ノ念ヲ起サシメ、Dulieu ノ在店デサエモスノ如ク其後ハ更ニ如何ナル結果ヲ来ス哉」<sup>(6)</sup>と述べている。羊毛買い付けを増大させる中での外国人バイヤーの買付不振は高島屋飯田にとっては信用問題に発展しており、「各注文主ノ感想ハ吾々が弁明シ且自信アル程信頼シ呉レズ注文ヲ出ス場合ニ多少ノ杞憂ト躊躇ノ色アルハ明カニシテ、quality ノハケ間敷会社程其念ヲ深クシ、日本毛織ハ申迄モナク中央日本毛糸、宮川モスリン社ニテモ一般ヲ伺ハレ申候、今日トシテ此レ以上吾々ハ尽ス方法モナク只今後ノ結果ニ依リ其疑惑ヲ解クヨリ無之ト被存候」<sup>(7)</sup>と述べられ、日本毛織以外の注文主からも高島屋飯田の買付羊毛の信用不振が拡大していたようである。東京本店本部ではシドニー出張所の責任問題も取り上げており、「他社モ絶エズ claim ヲ貰ウコトニ候ガ、今回ノ claim アリシ Lots ハ「デュリュウ」ノ買入レタモノデアルノデ岡島君ガ直接ニ買ツタモノデハナイガ、Sydney トシテハ関係ナシト言ヒ難ク候」<sup>(8)</sup>と書簡を送り、監視役の岡島芳太郎にも多少の責任があると指摘した。

高島屋飯田では第22回から日本人だけの羊毛買い付けとなることが決定しており、1927（昭和2）年8月17日の「本部第廿八信」では、「羊毛モ次ノ気節ヨリハ日本人丈ケノ経営ト相成御骨ガ折レルト同様ニ面白味モ次第二増ス次第二御座候、何卒御活動ノ上得意先ニ十分満足ノ与ヘ得ラル、様御尽力被下度候」<sup>(9)</sup>と述べる一方で、同年9月6日には「本年ハ岡島君トシテハ前期ヨリハ骨ノ折レルコトハ勿論ナルガ、此手不足（羊毛ヲ見ルコト）ノ為メニ注意ヲ十分ナラシメントセバ数量ガ買上ヌ、又数量ヲ買ハントスレバ品物ニ不十分ナルモノガ混ズルコトハナイカ」<sup>(10)</sup>と、岡島芳太郎が競売に全責任をもって行うには人手不足になるのではないかと危惧している。この書簡の中では、「今期ノ Sydney Expense ヲ見ルト今日着ノ貴電ニヨルト £1340—ト云フ額ニテ Dulieu ガ居ラヌ為メニ非常ニ小サクナリ楽々ナリ申候、強イ

## 戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

テ申セバ従来ヨリ取扱数ニ減ジテモ正味ハ悪クナイ結果トナリ申候間、無理ニ沢山ノ注文ヲ取りテ claim ヲ受ケルヨリハ幾分減ジテモ無理ノナイ数量ヲ買ツタ方が安全デアルト云フコトニモナリ申候」<sup>(11)</sup>と述べ、外国人バイヤーから日本人バイヤーに転換したことにより経費が少なくなり、取扱数量を減少させても結果は悪くないため、日本人だけの羊毛買付第一年度は買付数量を調整したほうが良いのではないかという意見が出ていた。これは日本毛織の担当者も同様であった。これに対して、シドニー出張所からは「昨年ヨリ余分ノ注文ヲ取りテモ十分ノ自信アリ」<sup>(12)</sup>と返電しており、東京店本部では「吾々モ予想セル処ニテ大ニ心強ク成居申候、注文ノ方ハ其積リデ手配可致候、唯昨日ノ当方メールニモ申上候通り claim ヲ受ケテハ何ノ役ニモ立たズ、日本毛織ノ注文ニ付テハ特ニ注意シテ Type ニ合ウ様ニ御買付願上候」<sup>(13)</sup>と日本毛織のタイプに適合し、クレームを受けぬような羊毛買付を依頼している。東京店本部では将来のクレームをなくすために過去のクレームの原因を分析しており、岡島芳太郎にクレームの原因に対しての意見を求めている。また、「日毛ハ  $1\frac{1}{2}\%$ ノ口銭ヲ實際上1%位ニ下ゲル目的デ機会アル毎ニ claim ヲスルノデアルト定評モアルコトニ候間、吾々ノミガ特ニ claim ヲ余計ニサル、コトニハアラザルモ、乗ズル機会ナケレバ無理ニ claim モ出来ヌ訳ニ候間十分注意ヲ希望致候」<sup>(14)</sup>と述べ、シドニーの羊毛買付が日本毛織に付け込まれないように行うよう希望している。

### 第22回（1927年上半期）

第22回の東京店決算（第10表）をみると、売上高では内地部が209万8,275円46銭で最も多く、両店の全売上高510万7,604円31銭の41.1%を占めていた。一方、輸入部では羊毛が161万7,602円19銭で31.7%を占めており、内地部の陸海軍関係とともに羊毛輸入も高島屋飯田の主要項目となっていた。しかし、売上利益では内地部が16万3,807円82銭に対し、輸入部

第 10 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第 22 回東京店分：1927 年上半年期）  
（単位：円）

各部	各係別	売上高	売上利益(a)	負担営業費(b)	各係小計(a-b)	各部合計(%)
内地部		2,098,275.46	163,807.82	47,891.07	115,916.75 (78.4)	115,916.75 (78.4)
輸入部	雑貨	67,661.29	4,735.69	5,598.49	▲ 862.80 (-0.6)	31,970.88 (21.6)
	機械用品	169,809.70	15,555.04	12,518.09	3,036.95 (2.1)	
	金物	503,186.42	9,855.67	11,460.39	▲ 1,604.72 (-1.1)	
	毛類	651,069.25	19,198.23	21,508.92	▲ 2,310.69 (-1.6)	
	羊毛	1,617,602.19	53,423.06	19,710.92	33,712.14 (22.8)	
合計		5,107,604.31	266,575.51	118,687.88	147,887.63 (100.0)	147,887.63 (100.0)

(注)(1) 「To London, Sydney, New York 宛第廿二回東京大阪合併決算」(1927. 10. 11), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑損は 941 円 57 銭, 利子収入は 1 万 1,930 円であり, これを東京店合計 14 万 7,887 円 63 銭に加えると, 東京店の純利益は 15 万 8,876 円 6 銭であった。

(3) 外国経費については, ロンドン, ニューヨークは大体取引高と比例して負担し, 羊毛は大阪が 3 分の 2, 東京が 3 分の 1 を負担した。

羊毛は 5 万 3,423 円 6 銭で内地部の三分の一になっており, 負担営業費を差し引いた各係小計では内地部が 11 万 5,916 円 75 銭で 78.4%を占めていたのに対して, 輸入部羊毛は 3 万 3,712 円 14 銭で 22.8%であった。東京店では輸入部の雑貨, 金物, 毛類で赤字を出しており, 同店では内地部を中心として利益を確保し, これを外地部の羊毛が補うという経営であった。

一方, 大阪店決算(第 11 表)では売上高で最も多かったのは輸入部羊毛の 394 万 7,799 円 60 銭であり, これについて輸入部毛糸の輸入毛糸が 207 万 8,794 円 74 銭であった。売上利益では輸入部羊毛が 4 万 4,057 円 45 銭で最も多く, 売上利益の 33.6%を占めていた。一方, 輸入部毛糸の輸入毛糸は 2 万 8,068 円 79 銭であり, さらに内地紡毛糸, 住江織物合資会社<sup>(15)</sup> 向の毛糸, 人造絹糸も輸入していた。売上利益から負担営業費を差し引いた各係小計では羊毛が 2 万 338 円 80 銭で 45.8%を占め, ついで毛糸が 1 万 3,311 円 32 銭で 30.0%を占めた。大阪店の内地部と外地部の各部合計比較では, 輸入部が 3 万 5,034 円 38 銭で 78.9%を占めたのに対して, 内地部は 9,371 円 28 銭で 21.1%にすぎなかった。こうしてみると, 大阪店は東京店とは対照

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

第 11 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第 22 回大阪店分：1927 年上半年）

（単位：円）

各部	各係別	売上高	売上利益(a)	負担営業費(b)	各係小計(a-b)	各部合計(%)	
内地部	諸官省	103,818.51	4,508.70	4,636.73	9,371.28 ( 21.1)	9,371.28 ( 21.1)	
	住江製品	34,009.08	1,185.18				
	〃 手数料		4,697.04				
	リノリウム	54,553.55	3,617.09				
輸入部	毛糸	輸入毛糸	2,078,794.74	27,924.72	13,311.32 ( 30.0)	35,034.38 ( 78.9)	
		内地紡毛糸	214,369.01				7,003.51
		住江行毛糸	95,296.59				6,011.08
		人造絹糸	11,477.00				152.66
	羅紗	輸入品	211,436.91	8,865.67	8,088.89		6,312.76 ( 14.2)
		内地品	127,204.91	5,035.73			
		呉服店行	3,286.93	500.25			
	機械金物	機械	50,874.83	3,570.83	12,591.53		▲6,177.25 ( -13.9)
		金物	548,233.68	2,843.45			
	紡織用品	輸入品	127,367.88	3,763.01	9,834.71		1,248.75 ( 2.8)
		内地品	164,721.60	7,320.45			
		羊毛	3,947,799.53	44,057.45	23,718.65		20,338.80 ( 45.8)
	合計	7,773,244.65	131,200.89	86,795.23	44,405.66 ( 100.0)	44,405.66 (100.0)	

(注)(1) 「To London, Sydney, New York 宛第廿二回東京大阪合併決算」(1927. 10. 11), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑損は 1,249 円 32 銭, 利子収入は 6,195 円 93 銭であり, これを大阪部合計 4 万 4,405 円 66 銭に加えると, 大阪店の純利益は 4 万 9,352 円 27 銭であった。

(3) 外国経費については, ロンドン, ニューヨークは大体取引高と比例して負担し, 羊毛は大阪が 3 分の 2, 東京が 3 分の 1 を負担した。

的に外地部で利益を確保し, これを内地部が補充するような経営であったことがわかる。

東京本店本部では, 第 22 回決算の承認を直前にシドニー出張所の岡島芳太郎に書簡を送り, 「今春財界不祥事件起リテ如何カト大ニ心配致居リシニモ不係予想以上ノ成績ヲ挙クルコトヲ得テ大ニ喜居ル義ニ御座候」<sup>(16)</sup> と金融恐慌下にもかかわらず好成績をあげたことに対して喜びを表している。「本部第卅信」<sup>(17)</sup>によれば, 濠洲出張所の経営状況は順調で, 第 22 回には創業以



来のレコードとなったと報告されていた。しかし、日本人バイヤーに変更したことで全取扱数量は前期よりも減少しており、今後の発奮を要望している。

ところで、この頃には横浜正金銀行シドニー支店の支配人が変更されることになった。「本部第廿八信」<sup>(18)</sup>では「正金銀行ノ新支配人清瀬次郎氏ハ大坂支店ノ加藤曠之助氏ト同期生ニテ店ノコトハ十分了解シテ居ラレ候ニ付キ御便利ヲ得ラル、コト存居候」と報告され、加藤曠之助<sup>(19)</sup>とシドニー支店新支配人との個人的な関係から高島屋飯田シドニー出張所に対して何らかの便宜が期待できると考えられていた。さらに、「本部第卅信」では「新支配人清瀬次郎氏ハ来月ノ三島丸ニテ赴任セラル、次第二テ有之、貴方ニ於ケル金融ノコトニ付テハ凡テ便利ニナル様十分具体的ニ頼ミ置候ニ付キ必スヤ多少共現在ヨリハ改良セラル、事ト期待致居候」<sup>(20)</sup>と述べられ、高島屋飯田シドニー出張所の金融面で横浜正金銀行新支配人に具体的な便宜を依頼した旨が報告されている。高島屋飯田にとっては、羊毛買付量の増大とともに資金問題にも直面しており、横浜正金銀行シドニー支店といかにして良好な関係を結んでいくかは経営を左右する問題でもあった。「本部第参拾壹信」<sup>(21)</sup>では「実ハ「シドニー」正金支店モ従来相当ニ儲カツタ店ナリシモ、昨今儲カラナクナリ徒ラニ資金ヲ死蔵シテ之ヲ利増スル人が比較的ナイト云フ形ニシテ正金幹部ニ於テモ何トカ転回策ヲ案出セネバナラヌ立場ニテ今回責任者ノ更迭ヲ見タル義ニ御座候、而シテ新支店長ハ種々ノ具体的改良意見持ツテ居ラレ候ニ付キ必ス着々実施」されるだろう、と報告している。高島屋飯田では、横浜正金銀行シドニー支店の支配人交代の原因についての的確に把握し、新支配人との個人的関係を利用しながら円滑な資金調達をおこなおうとしていたことが理解できる。

なお、1927（昭和2）年2月にはメルボルンの代理店を廃止して高島屋飯田の直営とし<sup>(22)</sup>、さらに、翌1928年2月18日にはメルボルンに日本品輸入の出張所<sup>(23)</sup>を置いており、同社の豪州での企業活動は活発化してきた。

第 24 回 (1928 年上半期)

第 23 回は史料散逸のために東京・大阪店の業績を追うことはできないが、第 24 回をみると東京・大阪店の決算様式が変更され、各部は官庁部、柔物部、堅物部に分割されている。雑収入、利子収入を加えた両店の純利益は 23 万 8,644 円 29 銭であり、第 22 回よりも約 3 万円以上増加した。

雑収入と利子収入を加える前の東京・大阪店の決算 (第 12 表) をみると、各部合計は 21 万 5,718 円 17 銭であり、官庁部が 14 万 2,699 円 54 銭で 66.2

第 12 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算 (第 24 回: 1928 年上半期)

(単位: 円)

各部	各係別	店別	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
官庁部	鉄 道	東京	27,479.46	11,448.81	16,030.65 ( 7.4)	142,699.54 ( 66.2)
		大阪	14,021.14	5,869.59	8,151.55 ( 3.8)	
	陸 海 軍	東京	148,062.35	29,545.01	118,517.34 ( 54.9)	
柔物部	羊 毛	東京	36,912.37	15,532.14	30,687.46 ( 14.2)	38,597.83 ( 17.8)
		大阪	34,905.38	25,608.15		
	毛 糸	東京	13,597.60	8,655.17	3,843.56 ( 1.8)	
		大阪	18,167.15	19,266.02		
	毛 織 物	東京	5,941.34	8,655.00	4,202.46 ( 1.9)	
		大阪	14,692.84	7,776.72		
	織物雑貨	東京	9,223.35	9,359.00	▲ 135.65 (-0.1)	
堅物部	機械用品	東京	47,412.31	16,911.99	40,167.63 ( 18.6)	34,420.80 ( 16.0)
		大阪	24,817.76	15,150.45		
	金物業品	東京	11,804.06	18,956.45	▲ 9,170.87 (-4.3)	
		大阪	5,606.00	7,627.48		
	雑 貨	東京	5,605.32	50,549.14	3,424.04 ( 1.6)	
		大阪	5,375.52	2,507.66		
合 計					215,718.17 (100.0)	215,718.17 (100.0)

(注)(1) 「第廿四回東京大阪合併決算表」(1928. 10. 5), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑収入は 4,974 円 53 銭, 利子収入は 1 万 7,931 円 59 銭であり, これを各部合計 21 万 5,718 円 17 銭に加えると, 両店の純利益は 23 万 8,644 円 29 銭であった。

(3) この期まで, 機械用品, 金物業品と一緒に計上されていたが, 次期から機械, 用品, 金物, 薬品に区分されることになった。

(4) 合計が一致しないところもあるが, 原史料のまま掲載した。

%を占めていた。このうち陸海軍の東京店は11万8,517円34銭で54.9%を占めていたのに対して、大阪店は3.8%であった。また、鉄道の東京店は1万6,030円65銭(7.4%)をあげており、同社の官庁部は陸海軍を主力として、これに鉄道が補足する構造であったことが分かる。また、柔物部は羊毛、毛糸、毛織物、織物雑貨から構成され、このうち羊毛が3万387円46銭の利益で14.2%を占めていた。さらに、堅物部は機械用品、金物薬品、雑貨から構成され、なかでも機械用品が4万167円63銭で18.6%を占め羊毛よりも利益が上がっていた。

この時期までには日本毛織のクレーム問題の発生事情がシドニー出張所から報告され、今後は岡島芳太郎の一時帰国の際に十分研究することになった。岡島芳太郎は羊毛取引のオフシーズンたる1928年5月に一時帰国したが、この帰国中も今後の羊毛取引について検討がなされたと考えられる。

### 第25回(1928年下半年)

「第式拾五回定時株主総会議事録」<sup>(24)</sup>によれば、この回は「我が経済界ハ日支交渉ノ停滞ニ依ル外交上ノ懸念并ニ金解禁問題ノ未解決等ノ為メニ兎角安定スルニ至リサリシノミナラズ資本ノ偏在亦未タ華アルニ至ラス、殊ニ中小商工業ニ対スル金融円滑ナラス又米作ハ平年作以上ナリシモ米価低落ノ為メニ却テ収入減トナリタル等都鄙共ニ萎靡不振ニ終始シタリ」と報告された。日本の政治経済状況は、高島屋飯田の収益増をもたらすには厳しい状況にあった。

このなかで、東京・大阪両店の第25回の決算状況をみると、雑益と利子収入を加えた純利益は19万7,332円82銭であり、第24回より4万円以上の減益となった。雑益および利子収入を加える前の各部合計(第13表)は19万442円51銭で、うち官庁部が14万9,114円3銭(78.3%)、柔物部が2万9,939円91銭(15.7%)、堅物部が1万1,389円57銭(6.0%)であった。

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

官庁部だけは前期よりも順調に利益を伸ばしており、とくに鉄道係と陸海軍係の東京の純利益が増加したため、同社における官庁部の比率が増大した。

また、羊毛も売上利益および各係小計で第24回を上回わり、決算報告の中でも「利益ノ大部分ハ官庁部ニシテ他ノ部ハ甚シキ不結果ニテ羊毛、機械、

第13表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第25回：1928年下半期）

（単位：円）

各部	各係別	店別	売上利益(a)	負担営業費(b)	各係小計(a-b)	各部合計(%)		
官庁部	鉄 道	東京	34,335.43	11,611.63	22,723.80 ( 11.9)	149,114.03 ( 78.3)		
		東京	153,652.32	28,075.81	125,576.51 ( 65.9)			
	陸 海 軍	大阪	7,063.60	6,249.88	813.72 ( 0.4)			
柔物部	羊 毛	東京	26,329.91	16,953.79	9,376.12 ( 4.9)	29,939.91 ( 15.7)		
		大阪	61,835.13	37,031.33	24,803.80 ( 13.0)			
	毛 糸	東京	8,230.94	7,203.07	1,027.87 ( 0.5)			
		大阪	▲8,607.50	20,183.98	▲28,791.48 (-15.1)			
	毛 織 物	東京	15,463.29	9,484.79	5,978.50 ( 3.1)			
		大阪	10,391.30	7,218.44	3,172.86 ( 1.7)			
	織物雑貨	東京	23,271.09	10,263.99	13,007.10 ( 6.8)			
		大阪	3,647.36	2,283.22	1,364.14 ( 0.7)			
	堅物部	機 械	東京	22,320.15	12,429.34		9,890.81 ( 5.2)	11,389.57 ( 6.0)
			大阪	13,105.31	7,294.60		5,810.71 ( 3.1)	
用 品		東京	3,169.55	4,377.70	▲1,208.15 (-0.6)			
		大阪	10,900.37	7,146.08	3,754.29 ( 2.0)			
金 物		東京	8,243.13	14,221.40	▲5,978.27 (-3.1)			
		大阪	8,844.87	7,294.60	1,550.27 ( 0.8)			
薬 品		東京	5,743.82	6,270.84	▲527.02 (-0.3)			
		大阪	▲868.23	412.58	▲1,280.81 (-0.7)			
雑 貨		東京	2,396.77	4,288.26	▲1,891.49 (-1.0)			
		大阪	4,227.23	2,958.00	1,269.23 ( 0.7)			
合 計					190,442.51 ( 100.0)	190,442.51 (100.0)		

(注)(1) 「第二十五回東京大阪合併決算表」(1929.3.27), 『本由来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は6,210円46銭、利子収入は679円85銭であり、この合計は6,890円31銭であった。各部合計の19万442円51銭に6,890円31銭を加えた19万7,332円82銭が純利益であった。

(3) 合計が一致しないところもあるが、原史料のまま掲載した。

毛織物等ノ外ハ殆ンド欠損ニナリ居候」<sup>(25)</sup>と報告された。前掲「第弍拾五回定時株主總會議事録」<sup>(26)</sup>でも、輸入部は「中京地方ニ於テハ一時毛糸及毛織物市場ニ小恐慌ノ状態ヲ呈シ其ノ波動ハ当社モ全然免ルコトヲ得サリシモ極メテ輕微ニ止マリタルヲ以テ相当ノ利益ヲ取ムルコトヲ得タリ」と述べられ、経済恐慌の打撃が比較的少なかった。さらに輸入部に関しては「輸出貿易ハ依然トシテ未タ振興スルニ至ラサルニ、加ヘテ競争漸次峻烈トナリ利益ヲ挙クルコト益困難ニナリタルノミナラス隣邦支那貿易ハ排日問題ノ為メニ影響ヲ蒙ルコト尠ナカリシモ勇奮努力ノ甲斐アリ比較的的良好ナル成績ヲ挙ルタコトヲ得タリ」と報告された。

#### 第26回（1929年上半期）

東京・大阪両店の第26回決算状況（第14表）は、雑益と利子収入を加えた純利益が第25回から約5万円以上減少して14万7,051円25銭となった。雑益および利子収入を加える前の各部合計は14万11円93銭であった。この内訳は官庁部10万3,588円6銭（74.0%）、柔物部3万2,000円43銭（22.9%）、堅物部4,423円44銭（3.2%）であり、依然として官庁部が純利益の約四分の三を占めていた。しかし、官庁部は第25回から約4万5,000円減少した。東京本店本部からは「今期ハ前期ニ比スルト陸海軍ノ利益減少致候、次期ハ平年位ニハ行クコトト存居申候」<sup>(27)</sup>と報告されたが、第27回にも回復することはなく急激な増加に転じるのは第31回まで待たねばならなかった。

一方、柔物部の純利益は第25回を若干上回ったが、これは甚だしいクレームがなくなったことも影響していた<sup>(28)</sup>。毛糸は1万1,638円12銭の赤字、毛織物も1,277円99銭の赤字であり、この原因としては「毛糸ノ商売ハ更ニ利益ナク候、別ニ引涉リナク此位ノ損デ済ンダノハ同業ニ比スレバ上々ノ部ニ候ガ今後モ此部ハ余リ期待シ得ズ候、自然他ノ部ノ収益ヲ計ラネバナラヌコ

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

第14表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第26回：1929年上半期）

（単位：円）

各部	各係別	店別	売上利益(a)	負担営業費(b)	各係小計(a-b)	各部合計(%)
官庁部	鉄 道	東京	38,117.14	10,695.13	27,422.01 ( 19.6)	103,588.06 ( 74.0)
		東京	83,741.03	22,975.00	76,166.05 ( 54.4)	
	陸 海 軍	大阪	214,525.34	6,024.42		
柔物部	羊 毛	東京	36,459.48	15,475.36	43,537.55 ( 31.1)	32,000.43 ( 22.9)
		大阪	52,395.07	29,841.64		
	毛 糸	東京	6,404.66	6,944.55	▲11,638.12 ( -8.3)	
		大阪	6,056.37	17,154.60		
	毛 織 物	東京	8,936.56	9,868.50	▲1,277.99 ( -0.9)	
		大阪	5,878.23	6,224.08		
	織物雑貨	東京	10,333.18	8,954.39	1,378.79 ( 1.0)	
堅物部	機 械	東京	5,423.91	10,917.89	▲10,103.04 ( -7.2)	4,423.44 ( 3.2)
		大阪	2,990.94	7,600.00		
	用 品	東京	1,148.10	3,898.45	6,469.62 ( 4.6)	
		大阪	17,573.11	8,353.14		
	金 物	東京	14,436.09	9,964.44	1,282.53 ( 0.9)	
		大阪	2,253.25	5,442.37		
	薬 品	東京	12,607.28	6,623.65	5,903.16 ( 4.2)	
		大阪	▲50.47	30.00		
	雑 貨	東京	3,069.01	3,484.11	871.17 ( 0.6)	
		大阪	3,286.27	2,000.00		
	合 計					

(注)(1) 「第貳拾六回東京大阪合併決算」(1929.10.26), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は6,183円49銭, 利子収入は855円83銭であり, 各部合計を足したこの期の純利益は14万7,051円25銭であった。

ト二候, 毛織物ハ内地品ガ利益アルモ営業費ガ割合ニ今期ハ多イノト引渡時期ノ関係デ利益ガ次期ニ繰越サレタル為メニシテ實際ハ今少シ好成績ニ候」<sup>(29)</sup>と報告された。また, 堅物部では機械が1万103円4銭の赤字となった。東京本部からは「機械ハ注文ガムラニナルコトヲ免レズ」<sup>(30)</sup>と報告されていた。

こうしたところから第26回の東京・大阪両店の決算は前期より大幅な減少となった。ただし, 神戸店が好成績であったため総決算においては前期と

大差なかった<sup>(31)</sup>。

第 27 回 (1929 年下半期)

第 27 回の東京・大阪店の純利益は 14 万 778 円 32 銭であり、第 26 回より若干の減少をみた。雑益、利子支払い前の各部合計 (第 15 表) は 13 万 5,437 円 77 銭であり、官庁部 10 万 6,360 円 34 銭 (78.5%)、堅物部 3 万

第 15 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算 (第 27 回: 1929 年下半期)

(単位: 円)

各部	各係別	地区別	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
官庁部	鉄 道	東京	27,161.11	10,335.99	16,825.12 ( 12.4)	106,360.34 ( 78.5)
		大阪	114,270.29	26,194.77	89,535.22 ( 66.1)	
	陸 海 軍	大阪	7,854.62	6,394.92		
柔物部	羊 毛	東京	21,238.58	14,038.59	154.59 ( 0.1)	▲ 9,900.14 (-7.3)
		大阪	23,387.49	30,432.89		
	毛 糸	東京	1,955.41	6,896.34	▲ 10,243.60 (-7.6)	
		大阪	12,253.77	17,556.44		
	羅 紗	東京	10,644.51	9,739.28	▲ 4,053.75 (-3.0)	
		大阪	1,096.30	6,055.28		
	織物雑貨	東京	13,492.10	9,159.48	4,332.62 ( 3.2)	
堅物部	機 械	東京	28,811.88	10,804.47	18,221.39 ( 13.5)	38,977.57 ( 28.8)
		大阪	4,713.98	4,500.00		
	用 品	東京	5,122.41	4,262.58	13,220.02 ( 9.8)	
		大阪	19,849.62	7,489.43		
	金 物	東京	12,614.62	11,028.09	▲ 486.02 (-0.4)	
		大阪	5,323.30	7,396.22		
	薬 品	東京	10,980.20	6,799.30	4,200.84 ( 3.1)	
		大阪	189.94	172.00		
	雑 貨	東京	2,776.12	3,479.17	3,821.34 ( 2.8)	
		大阪	6,538.39	2,014.00		
	合 計					

(注)(1) 「第廿七回東京大阪合併決算」(1930.4.1), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は 5,931 円 5 銭, 利子支払いは 590 円 50 銭であり、各部合計を足したこの期の純利益は 14 万 778 円 32 銭であった。

### 戦前日豪羊毛貿易における諸問題

8,977 円 57 銭 (28.8%) であったが、柔物部は 9,900 円 14 銭の赤字 (-7.3%) であった。東京本店本部からは、この業績について「東京ハ約 14 万(円)ノ利益ヲ計上シ大阪ハ漸ク 650 円ノ利益ヲ見タルニ過ギズ、神戸モ漸(ク) 4 万(円)ノ利益ニ候、前期ヨリハ大分合計ニ於テ減少ニ候、現在ノ状況ヲ見ルト次期ハ更ニ利益減退ノ予想デ大ニ悲觀致候ガ、最早景氣モドン底ト有候間、寧ロ本年ヨリハ将来ノ為メ準備時代ト存候」<sup>(32)</sup>として経費の節減を呼び掛けていた。

官庁部は第 26 回を約 2,700 円上回ったが、柔物部は赤字に転じた。とくに、羊毛は売上利益が東京・大阪両店で 4 万 4,626 円 7 銭であり、経費を差し引くと 154 円 59 銭の利益にしかなかった。これについては、「羊毛ハ本年ノ収入減少ニテ経費ヲ漸ク償ヒタルニ止マリタルハ遺憾ニ候ガ、毛織業ガ世界的ニ不況ノ折柄不得已(ノ)コトト存候将来ヲ期シ居候」<sup>(33)</sup>と報告された。さらに、毛糸は 1 万 243 円 60 銭、羅紗は 4,053 円 75 銭という大幅な赤字を計上したが、この状況については「毛糸ガ著シク悪イコトハ前期同様ニ候、是レハ此頃ノ毛織業ハ stock ヲ持ツ為メ値下リヤラ不況ノ為メノ claim ヤラデ成績ガ悪ク候、同業者ハ非常ナ loss ヲ□□□極力注意シテ尚此結果ニ候、毛糸ニ付テハ如何ニセンカト考居候、羅紗ハ外注ノ減少、内地物ガ増加シ大阪ノ商品ノ注文ガナク、秋ヨリ不況ニテ利益モナカリシ為メニ候」と報告されていた。また、堅物部は 3 万 8,977 円 57 銭の利益をだしたが、このうち機械が 1 万 8,221 円 39 銭、用品が 1 万 3,220 円 2 銭を占めていた。なお、高島屋飯田では機械と金物がニューヨークの経費を折半負担していたため、これらの純利益が少なくなる傾向にあった<sup>(34)</sup>。

### 第 28 回 (1930 年上半期)

第 28 回雑益・利子収入を加えた純利益は 13 万 13 円 69 銭であり、第 27 回より約 1 万円減少した。東京本店本部からは「会社全体ノ利益ヲ前期ト比



スルト約七割五分ニ当リ申候、是レハ次期モ寧ロ悲觀スベキデ是レヨリハ悪クナリテモ好クハナイト存申候、十分各位ノ御奮勵ヲ祈上候」<sup>(35)</sup>と今後も経営が厳しい旨が伝えられている。

東京・大阪店の各部合計（第16表）は、12万4,075円81銭であった。これを各部門別にみると、官庁部7万776円98銭（57.0%）、柔物部2万8,539

第16表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第28回：1930年上半期）

（単位：円）

各部	各係別	店別	売上利益(a)	負担営業費(b)	各係小計(a-b)	各部合計(%)
官庁部	鉄 道	東京	31,588.08	9,929.34	21,568.74 ( 17.4)	70,776.98 ( 57.0)
		東京	74,283.72	26,945.69	47,338.03 ( 38.2)	
	陸 海 軍	大阪	7,572.21	5,792.00	178,0.21 ( 1.4)	
柔物部	羊 毛	東京	57,471.76	17,421.95	40,049.81 ( 32.3)	28,539.38 ( 23.0)
		大阪	24,144.67	26,251.44	▲2,106.77 (-1.7)	
	毛 糸	東京	6,702.73	7,163.46	▲460.73 (-0.4)	
		大阪	15,802.66	15,300.47	502.19 ( 0.4)	
	羅 紗	東京	2,761.46	8,485.84	▲5,724.38 (-4.6)	
		大阪	6,418.11	7,215.02	▲796.91 (-0.6)	
	織物雑貨	東京	4,768.88	7,692.71	▲2,923.83 (-2.4)	
堅物部	機 械	東京	22,011.50	9,177.89	12,833.61 ( 10.3)	24,759.45 ( 20.0)
		大阪	10,858.35	7,649.07	3,209.28 ( 2.6)	
	用 品	東京	663.59	3,005.46	▲2,341.87 (-1.9)	
		大阪	14,081.63	8,402.74	5,678.89 ( 4.6)	
	金 物	東京	3,197.64	9,957.02	▲6,759.38 (-5.4)	
		大阪	1,536.11	4,889.25	▲3,353.14 (-2.7)	
	薬 品	東京	21,607.28	5,654.13	15,953.15 ( 12.9)	
		大阪	146.91	112.25	34.66 ( - )	
	雑 貨	東京	1,921.91	2,661.25	▲739.34 (-0.6)	
		大阪	1,273.87	1,030.28	243.59 ( 0.2)	
	合 計					

(注)(1) 「第二十八回東京大阪合併決算」(1930.10.15), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は3,628円83銭、利子収入は2,309円5銭であり、この合計は5,937円88銭であった。各部合計の12万4,075円81銭に5,937円88銭を加えた13万13円69銭が純利益であった。

### 戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

円 38 銭 (23.0%)、堅物部 2 万 4,759 円 45 銭 (20.0%) であった。官庁部は第 27 回よりも約 3 万 5,000 円以上の減少をみており、「陸軍方面が段々予算縮小シテ今後ハ段々売上ヲ減スベク海軍ハ未ダ相当ノ成績ヲ上ゲラレト存候へ共是レモ従来ノ如クニハ行カズ、要スルニ緊縮内閣ノコトトテ御用商売ハ益減スベク是レガ当社トシテハ重大ナルコトニテ他ニ相当ノ利益ノ上ルモノ見出サネバナラヌ次第ニ候」<sup>(36)</sup>と報告された。官庁部の利益が高島屋飯田の経営を支えていたこともあり、緊縮内閣の中で経営が一段と苦しくなっていたといえよう。なお、各係別にみると、官庁部では陸海軍（東京）が 7 万 4,283 円 72 銭の売上利益をあげており、営業費 2 万 6,945 円 69 銭を差し引いた 4 万 7,338 円 3 銭は各係の中で最高であった。また、鉄道（東京）も 3 万 1,588 円 8 銭の売上利益をあげ、営業費を引いた利益は 2 万 1,568 円 74 銭に達した。

一方、柔物部では羊毛（東京）が売上利益では 2 番目に当たる 5 万 7,471 円 76 銭に達しており、1 万 7,421 円 95 銭の営業費を差し引いても 4 万 49 円 81 銭の利益を上げた。第 27 回では羊毛は 154 円 59 銭しか利益が上がっていなかったことを考えれば、第 28 回から羊毛の利益が再び上がりだしたといえよう。高島屋飯田では羊毛取引について「羊毛ノ協定成立以後ノ取扱数ハ前期モ先ヅ満足トセザルベカラズ、兼松、三井、三菱ニ次デドウヤラ進ンデ行キツ、アルコトハ結構ニ候、今一段ト数ヲ増サヌト収支償フト申スコトハ（特別ノ関係ヲ取レバ）未ダ疑ハシト存居候」と考えており、日本毛織との特別な関係を取らなければ、収支も償うことができないかもしれないと考えていたようである。ただし、羊毛（大阪）は 2 万 4,144 円 67 銭の売上利益を上げたものの、営業費は 2 万 6,251 円 44 銭に及んだため、2,106 円 77 銭の赤字となった。羊毛（大阪）の営業費は陸海軍（東京）の金額に匹敵するものであり、羊毛（東京）の営業費を上回っていた。これについて、本店では「羊毛ハ大阪方面ハ金高ガ多イ丈ニテ利益ハ上ラズ収支償ハズ、東京方

面ハ特別関係ノ得意ノ為メニ今期ハ予想外ノ利益ヲ上ゲタルコトハ非常ニ幸ニ候」<sup>(37)</sup>と報告されたが、大阪店は羊毛経費の三分の二を負担することもあって利益は減少傾向にあった。

毛糸については、「毛糸ハ一部分独乙絲ヤ英国絲ヲ輸入致シ候ヘ共、内地絲ガ大部分ナルコトハ大勢上不得已候ヘ共、一般ノ内地絲ハ一向ニ利益無ク候、特別ノ絲即チ後田毛糸紡績所ノ紡毛絲ノ如キガ一番成績好ク候、此後田ハ吾々が Scoured wool ヲ売り先方ノ毛絲ヲ買取りテ吾々が夫レヲ名古屋ノ機屋ニ売ルノデ中々面白イ商売ニナリ居候」<sup>(38)</sup>と述べられ、高島屋飯田と後田毛糸紡績所は特別な関係にあった。

羅紗と織物雑貨については、「羅紗ハ最早殆ンド内地品ニ候、今期ハ手用品ヲ安ク処分シタ損ガアリシ為メ成績面白カラザルモ今後尚発展ノ見込アル商売ニ候、織物雑貨ハ毛布ネル（何レモ日本毛織ノモノガ主ナリ）ノ販売ナルモ Stock ヲ持タネバナラズ特ニ面白カラズ縮小ノ方針ニ候」<sup>(39)</sup>と報告された。堅物部では機械（東京）が売上利益2万2,011円50銭で最も多く、これに薬品（東京）が2万1,607円28銭で続いていた。営業費を差し引いた利益では薬品（東京）が1万5,953円15銭で最も多く、機械（東京）がこれに次いでいた。なお、薬品は明治皮革からの原皮注文によって利益をあげており、明治皮革とは特別な関係にあった<sup>(40)</sup>。

高島屋飯田では今後の経営について、「吾々ノ商売モ内地品ガ多ク舶来品トナルト羊毛以外ニ殆ンド目立ツモノモナク候コトハ非常ニ注意ヲ要スルコトニ候、今後ハ方針如何ニスベキカ随分六ヶ敷イコトニ相成申候」<sup>(41)</sup>と報告しているように、これまでの経営は官庁部に依存する内地品と羊毛を中心に展開されていた。なお、この回の神戸の純利益は6,700円程度であった<sup>(42)</sup>。

## 第29回（1930年下半年期）

第29回の純利益は11万9,649円72銭であり、第28回よりもさらに減少

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

した。各部門別決算の各部合計（第17表）は12万764円65銭であり、各部の割合は官庁部が10万5,104円83銭（87.0%）、柔物部が3万3,491円56銭（27.7%）と第28回よりも大幅に利益を伸ばした半面、堅物部は1万7,831円74銭の赤字となった。

官庁部では陸海軍（東京）が10万693円90銭の利益をあげたものの、軍

第17表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第29回：1930年下半期）

（単位：円）

各部	各係別	店別	売上利益(a)	負担営業費(b)	各係小計(a-b)	各部合計(%)
官庁部	鉄 道	東京	13,762.27	7,855.34	5,906.93 ( 4.9)	105,104.83 ( 87.0)
		東京	128,125.35	27,431.45	100,693.90 ( 83.4)	
	陸 海 軍	大阪	3,355.19	4,851.19	▲1,496.00 (-1.2)	
柔物部	羊 毛	東京	44,405.91	12,290.55	30,044.47 ( 24.9)	33,491.56 ( 27.7)
		大阪	27,838.17	29,909.06		
	毛 糸	東京	3,605.15	7,164.18	4,933.85 ( 4.1)	
		大阪	23,955.82	15,462.94		
	羅 紗	東京	18,525.60	8,380.63	2,010.36 ( 1.7)	
		大阪	▲1,202.85	6,931.76		
	織物雑貨	東京	2,609.54	7,341.06	▲3,497.12 (-2.9)	
	住江商品	東京	1,234.40			
堅物部	機 械	東京	13,160.60	8,194.16	▲162.66 (-0.1)	▲17,831.74 (-14.7)
		大阪	2,043.54	7,172.64		
	用 品	東京	833.81	2,903.62	▲4,165.60 (-3.4)	
		大阪	6,467.01	8,562.80		
	金 物	東京	▲1,704.17	8,838.22	▲14,824.29 (-12.3)	
		大阪	499.86	4,781.76		
	薬 品	東京	5,538.43	5,058.73	479.70 ( 0.4)	
	雑 貨	東京	4,126.29	3,120.49	841.11 ( 0.7)	
		大阪	893.63	1,058.32		
	合 計					

(注)(1) 「To London, Sydney, New York 宛第廿九回東京大阪合併決算」(1931.4.2), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は606円44銭、利子支払は1,721円37銭であり、差引は1,114円93銭であった。12万764円65銭から雑益、利子支払い分を引くと、純利益は11万9,649円72銭であった。

(3) 合計の一致しないところもあるが、原史料のまま掲載した。

縮内閣の中で利益を減少し第25回の水準に近づいた。また、柔物部では羊毛が3万44円47銭で全体の24.9%を占めるまでに至った。ただし、利益が出たのは東京店であり大阪店の羊毛は約2,000円の赤字であった。大阪店は1万2,600円余の欠損を生じたが、大阪店は「羊毛が取扱数量ノ割合ニ口数少ク而モ Sydney ノ経費ヲ取扱俵数ニスル為メニ純益ハナクナリ、且ツ羅紗ハ Claim ガアリテ損ヲ為シ、用品ハ紡績界ノ不況操短ノ為メニ注文ガ殆ンドナシト申ス訳ニテ金物機械モ同一ノ運命ニ候、大阪店ノ如キハ不況ノ時ニハ深刻ニ影響スル」<sup>(43)</sup> ためであった。これに対して、東京店は「羊毛ハ取扱数ハ少イガ利益ノ率ガ多ク好成績ヲ上ゲタルモ、金物其他ハ一向ニ振ハズ堅物トシテハ欠損ニ相成申候ガ、御用部殊ニ海軍ノ利益多カリシ為メニ相当ノ利益ヲ上ゲタル」<sup>(44)</sup> と報告された。また、神戸店は「南米ト上海ノ商売ノ利益多キ為メニ本期ハ16,400一程ノ利益ヲ上ゲ申候」<sup>(45)</sup> と報告された。

さらに、この第29回は高島屋飯田の羊毛買い付けが活発化した年でもあり、「Sydney ハ本期ハ非常ニ忙シク未曾有ノ買付ヲ為シタルコト愉快ニ存候、羊毛屋トシテノ立場ハ維持サル、次第二御座候、喜居申候」<sup>(46)</sup> と報告された。

### 第30回（1931年上半期）

第30回の東京・大阪両店の雑益と利子収入を加えた純利益は13万6,602円99銭であり、第29回よりも約1万7,000円増加した。第30回は雑益が8,644円94銭、利子収入が1万433円87銭と高かったのが、最終的な純利益の増加につながった。雑益と利子収入を加える前の利益は11万7,524円68銭であり、第29回を下回っていた。

各部合計（第18表）をみると、官庁部が8万3,400円33銭（71.0%）、柔物部が4万2,570円36銭（36.2%）である半面、堅物部は8,446円1銭の欠損を生じた。官庁部は陸海軍（東京）の売上利益が減少したために、陸海軍

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

第 18 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第 30 回：1931 年上半期）

（単位：円）

各部	各係別	店別	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
官庁部	鉄 道	東京	12,518.85	7,445.65	5,073.20 ( 4.3)	83,400.33 ( 71.0)
		東京	104,756.49	25,880.32	78,327.13 ( 66.6)	
	陸 海 軍	大阪	4,374.99	4,924.03		
柔物部	羊 毛	東京	33,365.62	15,431.65	3,6241.36 ( 30.8)	42,570.36 ( 36.2)
		大阪	47,472.74	28,865.35		
	毛 糸	東京	6,622.48	6,960.08	▲ 859.76 ( -0.7)	
		大阪	15,484.20	16,006.36		
	羅 紗	東京	14,114.43	8,403.12	3,814.22 ( 3.2)	
		大阪	4,216.24	6,113.33		
	織物雑貨	東京	5,745.73	6,583.52	3,374.54 ( 2.9)	
	住江商品	東京	4,212.33			
堅物部	機 械	東京	4,828.32	7,477.65	▲ 5,902.06 ( -5.0)	▲ 8,446.01 ( -7.2)
		大阪	3,413.94	6,666.67		
	用 品	東京	3,937.43	2,784.10	295.12 ( 0.3)	
		大阪	7,729.63	8,587.84		
	金 物	東京	11,446.25	9,280.25	▲ 507.17 ( -0.4)	
		大阪	1,771.46	4,444.63		
	薬 品	東京	5,408.22	5,680.82	▲ 272.60 ( -0.2)	
	雑 貨	東京	711.68	2,628.03	▲ 2,059.30 ( -1.8)	
		大阪	603.81	746.76		
	合 計					

(注)(1) 「To Sydney, London, New York 宛第三拾回東京大阪合併決算」(1931. 9. 27), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は 8,644 円 94 銭, 利子収入は 10,433 円 87 銭であり, 11 万 7,524 円 68 銭に雑益, 利子収入を加え純利益は 13 万 6,602 円 99 銭であった。

だけで約 2 万円の減少となった。柔物部は羊毛の売上利益が東京 3 万 3,365 円 62 銭, 大阪 4 万 7,472 円 74 銭となり, 特に大阪の羊毛売上が多くなった。営業費を引いた利益では 3 万 6,241 円 65 銭となり, 羊毛だけで両店の利益の 30.8%を占めるにいたった。一方, 堅物部は用品を除くすべての係で欠損を生じていた。こうした決算について, 東京本店からは「大体羊毛ノ取扱数ノ増加ト毛糸ノ利益多カリシ為メニ大阪店ハ利益ヲ出スコトニ相成申候, 例

年ノ如クニ大体御用部ノ利益ガ多ク柔物之ニ次ギ堅物ハ一向ニ振ヒ不申候、薬品ハ外ニ一万円ノ利益アリシモ明治製革トノ商売ニ対シ積立ヲ為シタル為メニ小額ニ相成候」<sup>(47)</sup>と報告された。

### 第 31 回 (1931 年下半年)

第 31 回の東京・大阪両店の純利益は 16 万 3,582 円 82 銭であり、第 30 回よりも約 1 万 7,000 円増加した。第 31 回の雑益は 6,132 円 71 銭、利子支払いは 5,908 円 96 銭であり、利子支払いが増加した。雑益と利子支払いを加除する前の各部合計 (第 19 表) は 16 万 3,359 円 7 銭であり、うち官庁部は 12 万 9,150 円 51 銭 (79.1%)、柔物部 2 万 5,144 円 85 銭 (15.4%)、堅物部 9,063 円 91 銭 (5.5%) であった。

官庁部は第 30 回より利益が約 4 万 5,000 円増加したが、とくに陸海軍 (東京) の売上利益が 15 万 739 円 74 銭に激増し、営業費を差し引いた利益は陸海軍 (東京) だけで約 12 万円となった。陸海軍の利益が増加したのは、東京本店本部によれば「事件ノ為メ何分注文ノ増加セルト前期利益ノ今期ニ繰越サレタモノアル為メニ候」<sup>(48)</sup>と報告され、1931 年 9 月の満州事変によって軍事需要が拡大したことが一因となっていた。

柔物部についていえば、羊毛の売上利益が大幅に減少したことから、羊毛の利益も第 30 回より減少して 1 万 5,869 円 62 銭となった。また、毛糸も 1,446 円 69 銭の利益が出た。一方、堅物部は第 30 回の欠損から一転して 9,063 円 91 円の利益となった。とくに薬品は 7,120 円 76 銭、用品は 6,498 円 15 銭の利益が出ていたが、これについて「今期ハ大体利益平均セリ前期ハ欠損ニナリシモ毛糸、薬品ガ今期ニ利益トナリシノミナラズ用品ハ前期ヨリ成績好カリシ、是レハ千住製絨所特製ノ Roller Cloth ガ大分利益アル為メニ候」<sup>(49)</sup>と報告された。なお、第 31 回の神戸店は成績が振るわず、70 円の利益を出したに過ぎなかった<sup>(50)</sup>。

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

第 19 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算 (第 31 回: 1931 年下半年)

(単位: 円)

各 部	各係別	店別	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)		
官庁部	鉄 道	東京	13,422.20	6,499.85	6,922.35 ( 4.2)	129,150.51 ( 79.1)		
		東京	150,739.74	29,069.44	122,228.16 ( 74.8)			
	陸 海 軍	大阪	5,040.54	4,482.68				
柔物部	羊 毛	東京	25,263.07	13,942.65	15,869.62 ( 9.7)	25,144.85 ( 15.4)		
		大阪	29,483.30	24,934.10				
	毛 糸	東京	6,275.36	8,351.10	1,446.69 ( 0.9)			
		大阪	19,471.72	15,949.29				
	毛 織 物	東京	15,714.65	9,180.70	4,092.60 ( 2.5)			
		大阪	3,110.98	5,552.33				
	織物雑貨	東京	10,448.86	6,712.92	3,735.94 ( 2.3)			
	堅物部	機 械	東京	3,097.64	6,934.98		▲ 3732.78 ( -2.3)	9,063.91 ( 5.5)
			大阪	6,844.56	6,700.00			
用 品		東京	9,240.76	3,221.48	6,498.15 ( 4.0)			
		大阪	10,688.92	10,210.05				
金 物		東京	9,559.40	10,149.38	▲ 572.70 ( -0.4)			
		大阪	5,072.06	5,055.08				
薬 品		東京	13,428.76	6,308.00	7,120.76 ( 4.4)			
雑 貨		東京	2,173.34	2,469.15	▲ 249.52 ( -0.2)			
		大阪	846.29	800				
合 計					163,359.07 (100.0)	163,359.07 (100.0)		

(注)(1) 「To London, Sydney, New York 宛第三十一回東京大阪合併決算」(1932.4.15), 『本部長信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は 6,132 円 71 銭, 支払利子は 5,908 円 96 銭であり, この差引は 223 円 75 銭であった。各部合計の 16 万 3,359 円 07 銭に 223 円 75 銭を加えた 16 万 3,582 円 82 銭が純利益であった。

第 32 回 (1932 年上半年)

第 32 回の東京・大阪両店の雑益, 利子収入を加えた純利益は 17 万 5,430 円 75 銭であり, 第 31 回よりも約 1 万 1,000 円の増加をみた。第 32 回の雑益, 利子収入を加える前の各部合計 (第 20 表) は 15 万 9,477 円 31 銭であった。各部門をみると, 官庁部は 11 万 5,487 円 77 銭 (72.4%), 柔物部は 3 万 2,636 円 29 銭 (20.5%), 堅物部は 1 万 1,353 円 25 銭 (7.1%) であり, 第 31



第 20 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第 32 回：1932 年上半年期）

（単位：円）

各 部	各係別	店別	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
官庁部	鉄 道	東京	18,592.10	7,251.42	11,340.68 ( 7.1)	115,487.77 ( 72.4)
		東京	125,648.49	25,746.37		
	陸 海 軍	大阪	9,418.82	5,173.85	104,147.09 ( 65.3)	
柔物部	羊 毛	東京	30,846.03	17,676.05	21,453.58 ( 13.5)	32,636.29 ( 20.5)
		大阪	40,500.67	32,217.07		
	毛 糸	東京	10,319.14	8,573.54	4,410.63 ( 2.8)	
		大阪	18,840.01	16,174.98		
	毛 織 物	東京	9,430.11	8,662.97	996.99 ( 0.6)	
		大阪	5,986.36	5,756.51		
織物雑貨	東京	11,483.51	5,708.42	5,775.09 ( 3.6)		
堅物部	機 械	東京	12,667.59	9,417.46	3,155.29 ( 2.0)	11,353.25 ( 7.1)
		大阪	1,105.16	1,200.00		
	用 品	東京	6,288.38	4,099.25	4,628.24 ( 2.9)	
		大阪	9,888.30	7,449.19		
	金 物	東京	15,136.78	14,365.80	▲ 165.58 ( -0.1)	
		大阪	7,568.52	8,505.08		
	薬 品	東京	8,087.89	4,417.33	3,670.54 ( 2.3)	
雑 貨	大阪	914.76	850.00	64.76 ( -)		
合 計					159,447.31 (100.0)	159,477.31 (100.0)

(注)(1) 「To London, Sydney, New York 宛第廿二回東京大阪合併決算」(1932. 11. 15), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は 9,844 円 47 銭, 利子収入は 6,108 円 97 銭であり, 15 万 9,477 円 31 銭に雑益, 利子収入を加えた純利益は 17 万 5,430 円 75 銭であった。

回との利益比較では官庁部が減少し, 柔物部と堅物部が増加した。

利益の構成比では依然として官庁部が中心であり, とくに陸海軍は東京・大阪両店の営業費を差し引いても 10 万 4,147 円 49 銭の利益で各係の 65.3% を占め, 東京店だけでも 12 万 5,648 円 49 銭の売上利益を上げていた。シドニー出張所の岡島芳太郎に宛てた景況の中でも「土木起工, 軍物品注文等ニテ随分景気も直り殊ニ軍物品ノ製作所ハ日夜売行ノ盛況」<sup>(51)</sup> を来していると報告された。なお, 1931 年下半年期(第 31 回)でも陸海軍は 12 万 2,228 円 16

銭の利益をあげており陸海軍は依然として好調であった<sup>(52)</sup>。

羊毛は2万1,453円58銭で各係の13.5%を占めていた。売上利益は東京が3万846円3銭、大阪が4万500円67銭で大阪が東京を上回っていたが、営業費は大阪が東京よりも多く負担していたこともあり利益は東京が大阪を上回った。堅物部では金物部が売上利益では最高を示していたが、営業費も嵩んでいるところから各係の利益では赤字となった。しかし、「一般市中ハ軍部ノ活動ニ伴ヒテ金物ノ活況ヲ見ルコトハ想像シ得ル処ニ候」<sup>(53)</sup>と報告されているように、今後は有望となると予想されていた。なお、雑益は持株配当のほか東洋モスリン株などであった<sup>(54)</sup>。高島屋飯田の本店では「来年モ大体インフレーション景気ナルベク物価モ上ルコトナルベシ、乍併何レ下り坂モアル筈ニ候、此浪ヲ上手ニ乗切ルコトガ商売ノ上手下手ノ分ル、処ニ候」<sup>(55)</sup>と考えていたようである。

1932（昭和7）年上半期の『第参拾貳回営業報告書』<sup>(56)</sup>によれば、輸入部は「為替相場低落ノ為メニ外国製品ノ輸入ハ甚タシク不利トナリタルモ、原料品ハ為替ノ先行見込ノ為メニ却テ輸入数量ヲ増加スルノ趨勢ヲ生シタルニ依リ羊毛取扱ニ於テハ相当活気ヲ呈シ、又輸入製品ニ代テ国産品ノ取扱ハ益発展シ而カモ順調ニ経過シタルヲ以テ本部ノ成績ハ比較的優良ナルヲ得タリ」と報告されていた。すなわち、同社では為替相場の低落によって外国製品の輸入は不利となったが、原料品は為替の先行見込みにより輸入数量を増し、とくに羊毛輸入が活発化していた。また、輸出部は「前半期頃ヨリ諸織物ニ対スル海外ヨリノ引合ヒノ始メタルコトハ前期報告中ニ一言シ置キシカ、今期ニ至リ此傾向ハ益進展シテ予想以上ノ実績ヲ示シ取扱数量ニ於テハ未曾有ノ盛況ナリシカ、収益ニ於テハ単価ノ低カリシ為メニ之レニ伴ハサリシモ而カモ近来ニ比類ナキ好結果ヲ収メタリ」というように、諸織物に対する海外からの引き合いが多く、予想以上の実績を示して取扱数量に関しては未曾有の盛況ぶりとなった。ただし、単価の低さから利益については取扱数量に比

例しなかった。また、内地部と代弁業については、特殊商品の取扱数量が増加して好調であった。

### 第33回（1932年下半期）

第33回の東京・大阪両店の雑益、利子支払いを加除した純利益は16万7,290円94銭であり、第32回よりも約8,000円減少した。第33回は利子支払いが1万1,264円40銭に上ったため、雑益、利子支払を加除する前の各部合計（第21表）は16万8,133円73銭であり、この金額は第32回を上回った。各部をみると、官庁部は9万2,148円76銭（54.8%）、柔物部は4万1,010円28銭（24.4%）、堅物部は3万4,974円69銭（20.8%）であり、第32回との利益比較では官庁部が減少し、柔物部と堅物部が増加した。とくに堅物部が第32回より約2万3,000円増加したのは注目できる。

この回は官庁部が利益の54.8%まで低下し、柔物部と堅物部が構成比を上昇させた。官庁部では陸海軍（東京）が依然として利益の大半を占めていた。柔物部では羊毛が東京・大阪両店で約7万3,000円の売上利益をあげたものの営業費も約5万9,000円に上ったため、利益は1万4,275円3銭となった。一方、第33回から名古屋が独立したため、毛糸に名古屋が加えられた。名古屋の毛糸は2万9,365円83銭の売上利益をあげ、利益も1万7,621円81銭で東京、大阪を大きく上回った。また、堅物部は金物と薬品が大きく売り上げを伸ばした。とくに、金物は軍事需要を背景として東京および大阪で約3万7,000円を売り上げ、営業費を差し引いても1万2,893円62銭の利益がでた。

第33回の経営状況は全体的に順調であり、「毛糸ハ大阪一万円、名古屋三万円、東京一万五千円ヲ次期へ繰越シ、羊毛ハ東京ニテ二万円、大阪一万四千元、合計三万四千元ヲ繰越シ、金物ハ東京三万円、大阪壹万円、合計四万円ヲ繰越シタル如キ盛況ニ御座候、大体毛糸ト金物ト非常ニ利益ガ多カリシ

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

第 21 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算（第 33 回：1932 年下半年期）

（単位：円）

各部	各係別	店別	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係支店別 (a-b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)		
官庁部	鉄 道	東京	14,502.30	8,485.61	6,016.69 ( 3.6)	6,016.69 ( 3.6)	92,148.76 ( 54.8)		
		東京	108,392.51	30,063.65	78,328.86 ( 46.6)	86,132.07 ( 51.2)			
	陸海軍	大阪	11,651.04	3,847.83	7,803.21 ( 4.6)				
柔物部	羊 毛	東京	20,962.13	16,264.88	4,697.25 ( 2.8)	14,275.03 ( 8.5)	41,010.28 ( 24.4)		
		大阪	52,167.35	42,589.57	9,577.78 ( 5.7)				
	毛 糸	東京	11,011.23	11,744.70	▲ 733.47 ( -0.4)	18,258.51 ( 10.9)			
		大阪	9,988.31	8,618.14	1,370.17 ( 0.8)				
		名古屋	29,365.83	11,744.02	17,621.81 ( 10.5)				
	毛織物	東京	8,252.45	7,489.25	763.20 ( 0.5)	3,570.51 ( 2.1)			
		大阪	6,406.05	3,598.74	2,807.31 ( 1.7)				
	織物雑貨	東京	9,383.13	5,708.42	4,906.23 ( 2.9)	4,906.23 ( 2.9)			
	堅物部	機 械	東京	9,716.88	8,820.28	896.60 ( 0.5)		2,521.77 ( 1.5)	34,974.69 ( 20.8)
			大阪	3,025.17	1,400.00	1,625.17 ( 1.0)			
用 品		東京	7,128.57	3,233.38	3,895.19 ( 2.3)	5,755.30 ( 3.4)			
		大阪	10,338.50	8,478.39	1,590.11 ( 1.1)				
金 物		東京	17,368.73	11,527.60	5,841.13 ( 3.5)	12,893.62 ( 7.7)			
		大阪	20,329.10	13,276.61	7,052.49 ( 4.2)				
薬 品		東京	15,894.75	5,521.17	10,373.58 ( 6.2)	10,373.58 ( 6.2)			
雑 貨		東京	4,677.54	2074.94	2,602.60 ( 2.1)	3,430.42 ( 1.8)			
		大阪	1,327.82	500.0	827.82 ( 0.5)				
合 計					168,133.73 (100.0)	168,133.73 (100.0)	168,133.73 (100.0)		

(注)(1) 「To London, Sydney, New York 宛第卅三回決算」(1933. 4. 17), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は 1 万 421 円 61 銭, 利子支払いは 1 万 1,264 円 40 銭であり, 各部合計に雑益を加え, 利子支払いを除いた純利益は 16 万 7,290 円 94 銭であった。

(3) 織物雑貨(東京)の負担営業費は原史料では 6,236 円 83 銭だが, 明らかな誤りのため 5,708 円 42 銭を掲載した。

次第羊毛ハ大体例年ト同様ニ候」<sup>(57)</sup>と報告され, 毛糸, 羊毛, 金物では次期への繰り越しが多くなされた。なお, 第 33 回の配当は 10%であった。

第 34 回 (1933 年上半年期)

第 34 回の各部門別決算(第 22 表)をみると, 各部合計は 15 万 9,279 円 96

銭であり、官庁部が 7 万 2,906 円 49 銭 (45.8%)、柔物部 5 万 5,525 円 5 銭 (34.9%)、堅物部 3 万 848 円 (19.4%) であった。第 34 回は官庁部の比率が低下している一方で、柔物部の比率が上昇した。なお、雑益と利子支払いを加除した純利益は 16 万 2,542 円 72 銭であり、第 33 回よりも約 4,700 円減少した。

第 22 表 高島屋飯田株式会社各部門別決算 (第 34 回: 1933 年上半年)

(単位: 円)

各部	各係別	店別	売上利益 (a)	負担営業費 (b)	各係支店別 (a-b)	各係小計 (a-b)	各部合計 (%)
官 庁 部	鉄 道	東京	15,527.73	10,162.90	5,364.83 ( 3.4)	5,364.83 ( 3.4)	72,906.49 ( 45.8)
		大阪	85,710.39	28,242.24	57,468.15 ( 36.1)	67,541.66 ( 42.4)	
	陸 海 軍	東京	13,649.42	3,575.91	10,073.51 ( 6.3)		
柔 物 部	羊 毛	東京	22,935.04	21,604.95	1,330.09 ( 0.8)	17,098.73 ( 10.7)	55,525.05 ( 34.9)
		大阪	81,160.79	65,392.15	15,768.64 ( 9.9)		
	毛 糸	東京	20,399.75	11,299.34	9,100.41 ( 5.7)	29,944.49 ( 18.8)	
		大阪	14,245.82	10,981.21	3,264.61 ( 2.0)		
		名古屋	29,892.42	12,312.95	17,579.47 ( 11.0)		
	毛 織 物	東京	13,730.07	7,535.90	6,194.17 ( 3.9)	7,809.13 ( 4.9)	
		大阪	6,463.27	4,810.41	1,614.86 ( 1.0)		
	織物雑貨	東京	5,737.71	5,148.79	588.92 ( 0.4)	588.92 ( 0.4)	
	住之江商品	東京	1,181.99	1,098.11	83.88 ( 0.1)	83.88 ( 0.1)	
	堅 物 部	機 械	東京	17,600.00	10,768.29	6,831.71 ( 4.3)	
大阪			3,548.13	1,800.00	1,748.13 ( 1.1)		
用 品		東京	10,688.95	3,485.71	7,203.24 ( 4.5)	8,324.42 ( 5.2)	
		大阪	11,709.60	10,588.42	1,121.18 ( 0.7)		
金 物		東京	17,993.02	13,683.31	4,309.71 ( 2.7)	6,508.10 ( 4.1)	
		大阪	15,426.25	13,227.86	2,198.39 ( 1.4)		
薬 品		東京	9,355.62	6,303.96	3,051.66 ( 1.9)	3,051.66 ( 1.9)	
雑 貨		東京	4,420.93	2,190.39	2,230.54 ( 1.4)	4,384.40 ( 2.8)	
		大阪	3,653.86	1,500.00	2,153.86 ( 1.4)		
合 計					159,279.96 (100.0)	159,279.96 (100.0)	159,279.96 (100.0)

(注)(1) 「To Sydney, Melbourne, London 宛第卅四期三店合計決算」(1933. 10. 13), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37 により作成。

(2) この期の雑益は 6,319 円 71 銭, 利子支払いは 3,056 円 95 銭であり, 各部合計に雑益を加え, さらに利子支払いを除去した純利益は 16 万 2,542 円 72 銭であった。

(3) 合計の一致しないところもあるが, 原史料のまま掲載した。

## 戦前日豪羊毛貿易における諸問題

各部門をみると、官庁部の陸海軍では東京が5万7,468円15銭、大阪が1万73円51銭の利益をあげていた。また、柔物部の羊毛では東京が1,330円9銭、大阪が1万5,766円64銭の利益をあげていた。ただし、「今期ハ陸海軍、東京ノ羊毛等ハ大分次期へ繰越シ申候其他ハ大体予定通りニ候」<sup>(58)</sup>と報告されているように、次期への繰り越しによって陸海軍および羊毛（東京）の利益は低下している面もある。高島屋飯田の経営にとって内地仕入れの物に関しては現金が必要となっており、これらの資金のために次期への繰り越しをおこなっており、「近来金物ヲ始メ他ノ商売ハ内地仕入ノ為メ現金ヲ固定致シ、資金増加ヲ要スル為メ利益ニ計上シタリ配当シタリスルコトヲ得ズ、出来ル丈繰越シ居ル次第ニ候」<sup>(59)</sup>と報告されている。なお、羊毛は大阪で約2万円、東京で約4万円が次期に繰越されていた<sup>(60)</sup>。羊毛取扱高に関しては、「本年モ増加ノ様ニ候間次期モ悪イ筈ハナイト考居申候、東京方面ハ岩本君留守ノ為メ稍心配致居候へ共加来君ガ鉄道ト兼任デ勉強シテ貰ヒ申候」と報告されているように、羊毛取扱高の増加に応じて人材を如何に確保するかが一つの問題となっていた。

また、毛糸は名古屋が2万9,892円42銭の売上利益を出し、利益でも1万7,579円47銭に達していた。堅物部では金物と薬品が第33回よりも利益を減少させた一方で、機械、用品、雑貨は利益が増加した。薬品に関しては、「近来明治皮革ガ非常ニ好調ニテ注文数モ増加ノ為メ此部ノ利益モ多ク今期モ一万円程ハ繰越居申候」<sup>(61)</sup>と報告されていた。

## 2. 高島屋飯田の豪州羊毛取引の実態

### (i) 日本毛織との関係

高島屋飯田は1929-30羊毛年度に3万4,292俵の豪州羊毛を輸入していた。このうち、日本毛織に対しては神戸と名古屋を合わせて1万7,412俵を納入

しており、高島屋飯田では輸入豪州羊毛の約50%が日本毛織向けであったことが分かる。同社は1929-30羊毛年度から1934-35羊毛年度までに豪州羊毛輸入量を約3.4倍に伸ばしていた。1934-35羊毛年度の豪州羊毛買付量は11万7,571俵であり、このうち日本毛織は神戸と名古屋を合わせて5万5,967俵で47.6%を占めた。このように、高島屋飯田が買付依頼を受けた羊毛工業会社は主として日本毛織であり、各年とも同社買付量の50%近くに達し、とくに神戸での陸揚げが多かったといえる。また、日本毛織社長（川西清兵衛）の川西系といわれる共立モスリン、昭和毛糸とも関連が深く、共立モスリン（横浜）からは1930-31羊毛年度以降に買付依頼が増加し、1934-35羊毛年度には2万2,710俵で19.3%を占めた。さらに、昭和毛糸（名古屋）からの買付依頼も多く、1934-35羊毛年度には9,095俵であった。これは、日本毛織（名古屋）について4番目の買付量であった。一方、新興毛織社長（河崎助太郎）の河崎系といわれる羊毛工業会社からも買付依頼を受けており、1930-31羊毛年度から新興毛織（大阪）、1933-34羊毛年度から東洋毛糸（横浜）の買付量が増加し始めているのも特徴といえる（第23表）。

このように、高島屋飯田は日本毛織、共立モスリン、昭和毛糸、新興毛織、東洋毛糸などからの羊毛買付依頼をうけて、1930年代に活発な羊毛買付活動を展開した。1934-35羊毛年度には日本毛織、共立モスリン、昭和毛糸の川西系3社で高島屋飯田の買付量の75%にも及んだ。三井物産、兼松商店は多くの羊毛工業会社と取引関係にあったが、高島屋飯田は特定の羊毛工業会社と密接な取引関係を維持して大量の羊毛買付を行ったといえる<sup>(62)</sup>。

では、高島屋飯田と日本毛織の関係は具体的には如何なる経緯で構築されてきたのであろうか。前述したように、高島屋飯田では日本毛織から買付羊毛のクレームを1927年には多々受けていた。これは外国人バイヤーによる買付がうまくいかなかった面もあったが、東京本店本部ではこれを監視するシドニー出張所の岡島芳太郎にも責任の一端があると見ていたようである。

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

第 23 表 高島屋飯田の豪州羊毛輸入量と羊毛工業会社 (単位：俵)

羊毛工業会社 (陸揚げ地)	1929-30	1930-31	1931-32	1932-33	1933-34	1934-35
日本毛織 (神 戸)	11,885	21,914	28,272	} 42,421	27,306	43,306
〃 (名古屋)	5,527	13,695	10,174		11,430	12,661
昭和毛糸 (名古屋)	3,143	3,958	11,950	6,092	3,436	9,059
共立モスリン (横浜)	2,195	8,150	12,867	18,005	14,964	22,710
伊丹製絨所 (大阪)	497					
東洋モスリン (横 浜)	4,876	1,534	3,454		3,255	3,545
〃 (四日市)						239
中央毛糸 (横浜)	1,439					1,361
宮川モスリン (横浜)	1,209					
新興毛織 (大 阪)	494	3,536	6,792		6,781	7,432
〃 (四日市)					15	
日本毛糸 (名古屋)	691	2,149	2,043	3,194	3,844	2,549
共同毛織 (名古屋)	493	151	1,337	1,249	1,189	521
東洋毛糸 (横 浜)		22		1,494	5,323	5,377
東海毛糸 (横 浜)					95	541
帝国毛糸 (名古屋)						1,468
千住製絨所 (横浜)	112	898	498			116
栗原紡織 (横浜)	139					
東洋紡 (名古屋)					48	149
その他 (大 阪)			759		379	932
〃 (四日市)						789
〃 (名古屋)			68			1,484
〃 (横 浜)			1,734		1,094	3,252
その他 (陸揚げ地不明)	1,592	4,658		776		
合 計	34,292	60,665	79,948	79,286	79,159	117,571

(注)(1) “Statistics for Australian Imported by Japanese Importers & Its Distribution (1929-1930, 1930-1931, 1931-1932, 1933-1934, 1934-1935, 1935 Season)” (NAA: SP 1098/16 Box 6) により作成。

(2) 1932-1933 は資料散逸のため, “Wool Imported Oct. 1932-Aug. 1933” の数値を掲載した。1932. 10 から 1933. 9 迄の合計は 86,717 俵。

(3) 1932-1933 以外の年は, 10 月から 9 月までの輸入量を示している。

1927 年 9 月 6 日の東京本店本部からの書簡にもクレームの相関関係について次のように記されている<sup>(63)</sup>。

第一「デュリユー」ガ退キ際ノ為メ十分ノ注意ヲ払ハザリシニアラザルカ、  
ソウスルト夫レヲ十分監視シタ長ノ岡島君ニモ多少責任アルトナルガ、此辺果シ



テ如何ナリシカ

第二 夫レニ続イテ起ル考ハ Dulieu ノ居ツタ時ハ一度 Dulieu ガ見テ岡島君モ見テ居ツタコト存候、然ルニ時々 claim ヲ受ケルコトアルガ夫レガ此 Season ハ岡島君ガ一人ト可申、他ノ人々モ多少手助け出来ルガソウ十分ニハ參ラザルベシ、然ラバ本年ハ岡島君トシテハ前期ヨリハ骨ノ折レルコトハ勿論ナルガ此手不足（羊毛ヲ見ルコト）ノ為メニ注意ヲ十分ナラシメントセバ数量ガ買上ヌ、又数量ヲ買ハントスレバ品物ニ不十分ナルモノガ混ズルコトハナイカ

高島屋飯田では外国人バイヤーを排除して 1927（昭和 2）年 9 月から岡島芳太郎を中心としたシドニー出張所の運営を開始した。また、日本毛織からのクレーム問題の原因を究明するためにシドニー出張所からの意見を求め、その結果、「日本毛織ノ claim ニ付テハ貴方ノ事情モ分リ申候ニ、yield ノ claim ニ対テハ他ノ家ニモ同時ニ起リタル為メ日本毛織モ慎重ニ研究中ト見エ其他 claim モ具体化セザル様ニ候、此等ハ何レモ岡島君帰朝ノ上十分研究可致事ニ候」<sup>(64)</sup> ということになった。前述のように、岡島は 1928 年 5 月に加来とともに一時帰国し、買付羊毛の歩留問題などを中心に今後の羊毛取引について検討を行った。その結果、第 26 回決算では「claim モ甚シキモノ無之候」<sup>(65)</sup> と報告されるまでに至った。

ところで、こうした 1930 年代前後の羊毛歩留問題の原因の一つには、日本には水分検査所がなく羊毛工業会社が羊毛輸入業者に一方的なクレームをつける傾向があったからである。井島重保『羊毛の研究と本邦羊毛工業』<sup>(66)</sup> の中でも、この時期の羊毛取引上の歩留についての問題点を次のように指摘している。

- (1) 羊毛の品質歩留を各毛織会社が勝手に検定している。
- (2) 羊毛の過剰歩留は毛織会社が没収している。
- (3) 毛織会社は羊毛輸入会社と歩留保証をしていないにも関わらず、も

し不足を生じたときには弁金を強要している。

- (4) 日本には第三者の地位にある公平な羊毛並びに毛製品に対する仲裁裁判所または水分検査所が存在していない。

こうした状況下にある日本の羊毛取引では、羊毛買付を依頼する羊毛工業会社が常に有利に商売を展開しており、羊毛買付を担当する日本商社は不利な条件下で羊毛買付をおこなわなければならなかった。したがって、日本商社本社は豪州各地の支店あるいは出張所に対して、買付羊毛の歩留にクレームがつかないように多くの指示を出すことになったのである。

高島屋飯田本店本部でも日本毛織からのクレームが少なくなったとはいえ、羊毛バイヤーの岡島に十分な信頼を置くまでには至っていなかったようである。1930年9月2日には1929羊毛年度の高島屋飯田の羊毛買付けについて、「他ノ Buyer ハ買ウニモ拘ラズ Iida ハ買エヌデ注文ノ Cancel サレタモノ少カラズ、時々ハ Iida ノ Slow Buying ニ付テ日毛ヨリモ八ケ間敷申サレタル位ニテ小生モ此点ハ心痛セル処ニ候、勿論 under yield ニテ claim サル、コトハ殊ニ困ルコトニ候モ余リ大事ヲ取り過ギルコトモ商売上不利益ニ候、日毛ノ如キハ Iida ニ好意ヲ持ち成ルべく多クノ注文ヲ出ス意思ナルニモ拘ラズ他ノ Buyer ガ買ウノニ買エヌトナルト甚ダ困ル次第ニ候、此頃ノ趨勢デハ取扱数ヲ増加セネバ引合ハヌコトニナリ可申候間、出来ルコトハ研究シテ改正シ沢山買ウコトニセネバナラヌト存候、夫レデ小生モ種々心掛居候ガ日毛ノ如キハ何モ申サズ候モ yield ニ付キ余リ文句ノナイコトハ何レ under ニアラザルコトト考エラレ候」<sup>(67)</sup>と記され、岡島の羊毛買付が遅いこと、歩留率を慎重に見積もりがちなために大量の買付ができないなどの不満が述べられていた。千住製絨所の技師の話によれば、「岡島氏ノ yield ト自分ノ見ル yield トハ 3%位ノ差アリ」<sup>(68)</sup>と述べられ、岡島の鑑定技術は千住製絨所からみてもう一息であったといえよう。さらに、「3%モ常ニ異ルトナルト千

住ノ注文殊ニ入札ノ如キ取レル見込ナカルベク、又千住ノ Test シタ Blue Print ノ表ニヨルモ随分 over yield シテ居ル如キ事実ヲ見ルト今少シ yield ヲ force シテモ差支ナイデハナイカ、又東洋モスノ如キモ貴方ヨリハ 2%位 force シタト申越サレタモノデモ日本デハ尚 1%位ハ Over スル例モアリ、是等ヲ綜合スルト貴方ノ見方ハ安全ニハ違ヒナイガ日本ノ実情ニ調スレバ尚幾分 force シテモ好ノデハナイカト考エラレ候、是レハ非常ニ Delicate ナコトデー概ニハ申サレヌコトデ貴方ノ見方が間違ツテ居ルトモ申サレヌガ余リ Safe Side ニ傾キ過ギルコトハ商売ヲ縮メルコトニナリ可申」と述べ、歩留率をもう少し force することを望んでいる。この上で、「今後ハドウシテモ従来ヨリ余計ニ取扱ハネバナラヌコトトスレバ貴方ノ買入ニ幾分ノ手加減ヲ要スルニアラザルカ、此等ノ点ヲ考慮サレテ今期ノ買入レニ当ラレ度ク甚ダ困難ナ注文ニハ候へ共、此等ハ要スルニ各人ノ第六感ノ働キニヨルコトデ理屈ニハ行カズ強イテー%ヲ force セヨト行カズ、上記ノ事実ヲ参考ニサレテ幾分ノ手加減ヲ加エラレンコトヲ希望スル次第ニ候」<sup>(69)</sup>と述べ、今後の羊毛買付量を増大するうえでも歩留率について考慮してもらいたいとの要望が寄せられている。ただし、1929年度の羊毛買付けでは前年度に輸入した羊毛の歩留不足で毛織会社と羊毛輸入商との間で問題が生じたことから、その後の羊毛輸入商は歩留鑑定を例年より低く見すぎたようであり<sup>(70)</sup>、高島屋飯田でもその傾向が顕著にみられたのかと思われる。

1930年9月19日の東京本店本部からシドニー出張所宛書簡では、1930羊毛年度の開始にあたって日本毛織と日本商社の関連に言及している。これによれば、「日毛トシテハ特別ノ関係アル飯田、兼松ハ成ルベク余計ニ注文ヲ出ス方針ニテ今回第一回ノ注文ノ如キ総花的ニ六社へ出タモノデアルガ、日毛ノ注文数ヲ見ルト兼松ヲ第一トシ次デ飯田、三井、三菱ノ如キモ左程多カラズ大倉ノ如キ漸ク式百日棉百ノ如キ(少)小数ニ候、如此ニシテ日毛ハ今後モ吾々ニ余計注文ヲ出ス方針ナルガ買入レガ遅々トシテハドウスルコトモ出来ズ此

点ニ付テハ既ニ 2th Sept 付ニテ申上候へ共、塚脇君ノ注意ニヨリ特ニ Start ハ大胆ニ買進ムコトヲ勸告致居申候」<sup>(71)</sup>と報告されており、日本毛織は高島屋飯田に対して兼松に次ぐ注文を出す方針であるから、羊毛年度開始から大胆な買付をおこなうよう勸告していた。日本毛織の羊毛買付商社に対する考えについては、「日毛トシテハ羊毛屋ガ全部合同スルコトヲ喜バズ、是非共兼松ヤ飯田ノ如キハ自分ノ方ニ好意ヲ持タセルコトニ注意致居候際買入方法モ幾分手加減ヲ要シ可申候、勿論大倉ノ如クニ無暴<sub>(註)</sub>ナ買方ハ感心セズ候」<sup>(72)</sup>と報告され、日本毛織が豪州での羊毛買付競争が激化する中で、兼松商店や高島屋飯田との関係を強化していくことがうかがえる。また、今後の羊毛買付商社については「Wool Buyer ガ数ノ減少スルコトハ明カナル事ニテ既ニ日棉、大倉ノ如キハ落伍者ノ仲間ト案セラレ候、飯田ハ今両方ノ間ヲ徘徊シツ、アルモノニテ大事ナ時期ニ候間非常ニ心配シツ、アルモノニ候」<sup>(73)</sup>と報告され、競争激化の中で日本綿花や大倉は落伍者としてみなされるようになっていたようである。高島屋飯田では日本毛織の塚脇氏の意見を聞き、「同君モ無闇ト force スルコトハ危険デアルガ今少シハ大胆デモ好カルベシ、殊ニ Start ノ時期ハ少シ大胆デ丁度好カルベシト申居候」<sup>(74)</sup>と大胆な羊毛買付をシドニー出張所に依頼している。

高島屋飯田の東京本店本部では羊毛買付業者が淘汰される中で、豪州国内の出張所に対して羊毛工業会社からの注文に応ずることができるような買付体制および技術の向上に努力するよう度々要請していた。たとえば、高島屋飯田では日本毛織からの Comeback<sup>(75)</sup> 注文に対して買付ができなかったが、東京本店本部では「他社ハ小数ナガラ Sydney デ買入レ居ルニ Iida 丈ガ買エヌノハ何故ナルヤ、Splitting モ出来ル筈ナルニ一俵モ買エヌトハ如何ナル次第カ不審ニ存候」<sup>(76)</sup>と疑問視していた。また、1930年10月24日の書簡では Crossbred<sup>(77)</sup> の買入について、「伊丹ハ本年ハ飯田ニ注文セヌトノコト、其理由ハ飯田ハ Crossbred ノ買入ガ下手ダカラト、是レハ伊丹丈ノコトデ

ナク今後日本ノ需要ノ多イ Crossbred ニ対シ如此評ヲ受ケルコトハ甚ダ不利益ニ候間、是非此評ハ消滅セシムルコトニ御尽力願度」<sup>(78)</sup>と意見を述べている。また、日本毛織の注文については「Start ハ大分日毛ノ注文ヲ貫ヒ候ヘ共、此頃又々買残ガ多ク一向ニ買エズ注文モ貰エヌ様ニテ心配居候、当方ヨリノ通信ニヨリ大体御分リノコト故買エヌト云フコトハ能ク能クノコトト存候ガ他店ガ買エテ吾々ノ買エヌコトハ日本ニテ見ルト中々心配ノモノニ候、電信ノ内ニ其理由簡單ニ申越サル、コトモ一方法カト存居候」<sup>(79)</sup>と報告され、シドニーで一定の羊毛量を買付けすることに苦勞していた。それでも1931年3月18日の岡島芳太郎宛書簡では「本年ハ日毛ノ特別注文アリテ未曾有ノ買附トナリ貴方ハ一層ノ御多忙ト存候、同時ニ日本ニ於テモ面目ヲ施シ申候、収入ノ増加ハ兎ニ角トシテ今後ハ吾々ノ立場ハ非常ニ好イ次第ニ候、日本モ来月ハ忙シイコトト存候、荷物ガ一度ニ入荷可致大阪モ臨時ニ一名手伝ニ迎ハシ可申」<sup>(80)</sup>と報告され、日本毛織からの特別注文によって未曾有の羊毛買付がおこなわれ、これらが日本に到着するために大阪支店でも多忙を極めることになった。

ところで、日本毛織の特別注文には「今回ノ分ハ Claim ヲセヌト云フ特別ノ条件」<sup>(81)</sup>がつけられていた。前述したように、高島屋飯田の羊毛買付は歩留鑑定に問題をもっており、「他ノ同業者ノ quotation ハ常ニ2-3%ハ安イト聞及申候、是レハ従来貴方ノ Estimation ヨリ他ハ2-3%ハ forcing シテ居ル」という報告がなされていた。日本毛織は他社よりも歩留率を厳しく評価していた高島屋飯田に対して、クレームを出さないという条件を付けて多くの羊毛買付を注文したのである。とくに、日本毛織は高島屋飯田でもその点は理解しており、「他社ノ注文ノナイ飯田ガ一番能シ、乍併普通ニ買ハシテハ慎重ニヤル故買エヌ買ハセルニハ Buyer ノ責任ヲ軽クセネバラヌ、依テ従来ノ買入具合ニヨリテ差支ナイ範囲ハ楽ニシタ」<sup>(82)</sup>と報告していた。

1931年5月8日に東京本店からシドニー出張所に送られた書簡では「本

年ハ既ニ買入五万俵ヲ突破致候コト誠ニ結構ナコト」<sup>(83)</sup>と記されているように、1930-31 羊毛年度から高島屋飯田の羊毛買付は急激に増加した。この要因としては、「日毛ガ Special Privilege ヲ呉レタコトナルベシ、即チ吾々ノ Standard ヲ一段下ゲテ買ツタカラデ是レナシデハ矢張り昨年位ノコトヨリ買エザリシナランカト存申候」<sup>(84)</sup>と報告されていた。すなわち、日本毛織から特別な配慮がなされたのが主たる要因であったが、高島屋飯田としては1931-32 羊毛年度はこの特典は貰えないと思われるため、5万俵以上を買い付けるためには何らかの対策をしなければならないと考えていた。この一方で、「吾々が素人考ノ想像ナレトモ此度ノ特点ニヨリ日毛ノ為メニ買入レタモノガ却テ従来ノ同業者ノ買入レト類似ノモノデハアルマイカ、少クトモ従来ノ吾々ノ買入ノ Standard ト今度ノ買入ノ標準トノ間位ノモノガ他ノ同業者ノ Standard デアルマイカト考エラル、次第二候、夫レハ従来飯田ノ quotation ハ常ニ他ノ同業者ヨリハ高ク又同ジ Limit デ注文ヲ貰ツテ常ニ買入ガ同業者ヨリ遅レル所ニヨリテモ分ルコトニ候」<sup>(85)</sup>と報告され、従来、高島屋飯田の日本毛織からの買入標準は同業者よりも高く、今回の標準と従来標準との間ぐらいが同業者の標準ではないかと考えるようになったようである。しかし、この特別な買入標準は、「日毛ノ Testing デ如何ナル成績トナルヤヲ見テ其成績ノ具合ニヨリテ今後ノ買入レニ手加減ヲ為ス見当ノ附クコトトナリ」<sup>(86)</sup>と考え、日本毛織の塚脇氏に面談して相談すると「今後ノ買入標準ニ手加減スルニハ絶好ノ機会ナルベシトノコトニ候」<sup>(87)</sup>との返事をもたらたようであり、岡島および村瀬の両氏にはこの状況を知らしめて次のシーズンを買付けにあたらしめるとした。また、日本毛織の塚脇氏からは「岡島君ノ買入ハ正確ナルコトハ信居候モ他ノ同業者ニ比シ大事ニ取り過ギルナランコトニ候、村瀬君ノ買入ハ本年果シテ如何ナランカ村瀬君ノ方ハ岡島君ノ如クニ未ダ正確ナラズト思ハル、故寧ロ慎重ニヤルコトガ肝心デ徒ラニ手加減ヲ為シ買進ムコトノミニ焦ラヌコトガ必要ダ」<sup>(88)</sup>と評価されており、この

点についても書簡を通して申し渡された。また、日本毛織が買入標準を変えらるとすると「夫レハ同時ニ他ノ一般ノ注文ニモ適用シ得ル筈ニ候、自然各注文先ノモノモ今少買進ミ得ルコトナルベク候」<sup>(89)</sup>と報告され、高島屋飯田の羊毛買付量が増大することが予想された。いずれにしても、高島屋飯田では日本毛織が特典を与えてくれたことは「絶好ノ Chance」<sup>(90)</sup>ととらえており、これを契機として豪州における羊毛買付を飛躍的に伸ばそうと考えていたものといえる。

ところで、1932年にはシドニー出張所とメルボルン出張所が独立した。メルボルン出張所ではアデレード (Adelaide) やオルパリー (Albury) の競市にも玉井氏を派遣して羊毛買付をおこなった。また、シドニー出張所でも独立承認とともに日本毛織の買付が一層進行するものと予測していたようであり、クレーム・リスクのために羊毛買付口銭の一部を積み立てようと考えていたようである。とくに、三菱商事が河崎系に依存する中で同社に対する日本毛織の注文が減少すると予測され、この注文の一部が高島屋飯田に来るのではないかと考えていた。1932年11月15日の書簡でも「四日市寄港ノ件以来三菱ハ河崎キニ近附クコトナリシト共ニ日毛ハ非常ニ御機嫌悪シク注文モ貰エザルコトニ候、自然吾々ハ三菱ノ注文ノ一部分ヲ貰エル訳ニテ必ズ今後ノ注文増加スル見込ニ候、是レハ社長モ無関係ヲ洩シ候コト故買入ヲ早クスレバ夫レ丈増加スル筈ニ候、夫レニハ Claim ノ Risk モ多クナルコト故 Com<sup>on</sup> ノ一部ヲ常ニ reserve シテ置クコトガ上策ト考エ申候、是レハ既ニ三井物産ガ実行シ居ル処ニ候」<sup>(91)</sup>と報告されているように、三井物産にならってリスク対策に乗り出そうとしていた。こうした中で、高島屋飯田は日本毛織との関連を一層深めていったようであり、「今後ハ羊毛界ハ日毛系ト河崎系ニ分レル形成ニテ高島屋ノ如キハ日毛系トシテ一般ニ見ラレ又日毛専属トスル如キ考エアルラシク候ガ、是ハ吾々トシテモ考慮ヲ要シ難敷イヨウナ難敷クナイ様ナ気分ニ候、将来ノタメ考エネバナラズ候現在ニテハ他社

## 戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

ヨリ十分ノ注文ヲ貰ウコトモ不可能トスレバ専属的ニナルコトモ一策ナレトモ専属トナルト弱味ガアリテ日毛式ニ押付ケラル、心配アリ此辺六ヶ敷イ処ニ候」<sup>(92)</sup>と報告されているように、日本毛織の専属が良しか否かの判断を迫られていた。さらに、1933年8月22日の書簡では「先日外務省ヨリ羊毛懇談会ニ呼出サレタ時（当社ハ専務出席セラレ申候）ニ川西氏ヨリ専務ト小生ニ面会ヲ申込マレタ時ニ Opening sale ノ一回位ヲ日毛丈ノ注文ヲ買ツテ貰度イ Limit ハ他ヘヨリモ好イモノヲ出ストノコトニテ貴方ヘ架電致候次第ニ候、28th ノ Opening sale ヨリ始メル訳ニ候、尚川西氏ハ他ノ注文ハ取ラヌコトヲ希望サレ申候、勿論吾々モ積極的ニハ注文ハ取ラヌガ先方ヨリ呉レル注文ヲ断ルコトハ出来ヌノデ此点困ルコトニ候」<sup>(93)</sup>と報告され、高島屋飯田と日本毛織の関係が深くなればなるほど別の問題も起こってきたといえよう。

### (ii) 対豪通商擁護法発動による影響

高島屋飯田の史料によれば<sup>(94)</sup>、日本の豪州向人絹布輸出総額は、1934（昭和9）年1,693万6,000円、1935年2,230万6,000円であった。このうち、高島屋飯田の豪州向人絹布輸出額は1934年604万9,000円、1935年631万9,000円であり、日本の豪州向人絹布輸出総額の35.7%（1934年）、24.3%（1935年）を占めていた。このように、日本の豪州向人絹布輸出総額のなかで高島屋飯田の輸出額は四分の一から三分の一を占めており、高島屋飯田にとって豪州貿易は、輸入の羊毛ばかりでなく人絹布の輸出も重要であった。1936（昭和11）年は高島屋飯田の創立二十周年にあっていたが、同社を取り巻く日本および世界の政治経済的状况は厳しく、国内的には、二・二六事件が勃発した。高島屋飯田東京本店本部では、ロンドン、シドニー、メルボルン、南米の各出張所にむけて「本月二十六日早暁突発ノ不詳事件ニ付テハ既ニ新聞紙上ニテ其概貌御承知ノ事ト存候、此件突発ト同時ニ東京市内ニ



戒厳令実施サレ凡テノ通信機関ハ嚴重ナル監督制限ヲ受ケ候タメ貴方ヘモ事情詳電ノ自由無之、唯御心痛アリシ事ト遙察致シ候、幸ヒ官憲ノ処置良シキヲ得、叛徒ノ全部ハ式十九日午後式時勅令ヲ奉ジ全部原所属部隊ヘ復歸シ全ク鎮圧セラレ交通、通信、商工業等全部平穩ニ常態ニ復シ候」<sup>(95)</sup> といった内容の書簡を送った。

さらに、1936年には日本の豪州向け綿布及び人絹織物輸出の増大に伴う豪州政府の関税引上げの機運が盛り上がり、高島屋飯田の豪州両出張所宛書簡でもこの問題が取り上げられるようになった。1936年3月19日の神戸支店から豪州両出張所に宛てた書簡では「濠洲市場ニ対シ綿布及人絹織物ノ輸出近年大イニ発展致シ喜居候処茲ニ厄介ナル問題突発致候、即チ濠洲政府ハ日本ノ綿布、人絹織物ノ進出甚シク其結果英国品ヲ駆逐シ英国ノ産業ニ甚大ナル悪影響ヲ與フルニ鑑ミ日本ノ綿布及人絹織物ノ関税ヲ引上げ綿布ニ対シテハ一ヶ年五千万ヤール人絹織物ハ二千五百万ヤール程度ニ制限セントスル計画ニテ其ノ内容ヲ二月二十日我村井総領事ニ内示セル由ニ候、村井総領事ハ此内示ヲ受ケ大イニ憤慨シ翌日濠洲政府（関税大臣）ニ抗議ヲナシタル処其後更ニ関税大臣ノ報告ニ依レバ右ハ関税及関税審議会ヲ通過シタル由ニテ議会ニ提出スルバカリニ相成リ居ル由ニ候、以上ハ我外務省ヨリ組合当局ニ極秘ニ内達セルモノニ有之候」<sup>(96)</sup> と記され、外務省から極秘として内達された日豪貿易問題が豪州両出張所に詳細に報告されていた。この書簡では高島屋飯田のような日豪貿易に関連していた企業の反応として、「日本ハ濠洲ヨリ多額ノ買越シニ相成居リ、且又日濠通商条約モ順調ニ進行致シ居候ニ付濠洲ダケニ安心シテ商売ヲナシ得ル市場ナルコト一般ニ信ゼラレ居候際、突発濠洲政府ニカカル乱暴ナル計画アルヲ聞キ当業者一同余リノ意外ニ啞然タル有様ニ候」<sup>(97)</sup> と記され、豪州政府の対応は予想外のことであったことがわかる。これは日本政府も同様であり、「横浜ノ上甲ギノ言フ処ニ依レバ二月ノ初メ頃濠洲税関ニ於テ日本ヨリノ人絹織物ノ量目調査ヲ開始セルコトヲ聞キ

ナニカ濠洲政府ニ企図スル処アルニアラズヤト思ヒ直ニ外務省ニ赴キ其旨ヲ伝ヘ問合セタル処、外務省ニ於テハ一笑ニ付シ濠洲タケハ日本ノ商品ニ対シ此際不利ナル政策ヲ採ルコト全然ナシト申候由ニ候」<sup>(98)</sup>と記されている。また、村井シドニー在総領事の驚きと憤慨ぶりについても、「村井総領事モ余リノ意外ナル申出ニ驚キ且憤慨シ日本政府トシテ到底受入レ難キ含ヲ述ベ目下濠洲政府ト交渉中ニ御座候」<sup>(99)</sup>と報告された。さらに、その後の状況と政府、同業者の対応については、「総領事ノ抗議ニ対シ濠洲政府ノ態度モ強硬ニテ容易ニ樂觀出来難キ状態ニ有之候由、此件ニ関シ我々当業者及外務、商工当局者ト種々協議致シタル結果、此際ナルバク新規ノ注文取入ヲ自肅シテ濠洲政府ヲ刺激セシメヌコト肝要ナルコト及日本人絹ノ余リニ安価ニ過ルトイフ濠洲政府ノ非難ニ対シテハ輸出統制料ヲ賦課シ価格引上ヲ行フコトニ決議致シ、三、四、五月積出シノ新規注文ヲ引受ヌコト、三、四、五月中ハ既約 Indent ノ外見込ニテ出荷セヌコト、40"巾ノモノニ対シ 05（後ニ七銭ニ改正）40"以上ヲ10ノ輸出統制料ヲ課スルコト、而シテ輸出統制料ハ三月二十三日現在ノ注文品ニハ除外スルコトニ決シ申候、以上ノ内三、四、五月積ノ新規注文ヲ取ラヌコトトイフ条件ハ聊不徹底ニテ寧ロ当分注文ヲ取ラヌトイフ申合セヨナス方徹底致ス様ニ候ヘ共、三、四、五月積ノ注文ヲ取ラヌトイフ事スラ大坂方面ニ非常ナ反対アリ神戸ト横浜側ノ説得ニ依リ決シタ次第ニ候」<sup>(100)</sup>と報告された。この濠洲政府の関税引上げと通商交渉については新聞紙上にも取り上げられたが、同業者にもその詳細が報告された。この書簡にはその理由として「元来カヽル外交々々渉ヲ其交渉途中ニ於テ当業者ニ発表スルコトハ極テ異例ニ有之普通ハ発表セヌモノニ候、然ルニ外務省ガ村井総領事ト濠洲政府トノ交渉ヲ極テ詳細ニ発表セルハ外務省自身今回ノ濠洲政府ノ申出ガ寝耳ニ水ニテ全ノ意外ニ出デ、モシ之ヲ交渉成立マデ秘密ニセシカ当業者ハモトヨリ一般ヨリ非常ナ非難ヲ受ルニ至ルタメ例ヲ破テ内達シタルモノニ候、村井総領事ヨリハ外務省ヘ交渉ノ経過ヲ詳細ニ打電シ来リ外務省

ハ其ノ電報ヲ又詳細ニ当業者ニ発表」<sup>(101)</sup>した、と記している。また、豪州政府の関税引上げ等の強硬措置の本質にも触れ、「濠洲政府ガ何故ニカゝル態度ニ出タルヤハ申ス迄モナク英国ノ強要ニ御座候、近年日本ノ人絹ノタメ非常ナル脅威ヲ Merchants goods ニ与ヘ此俣放置センカ英国ノ主要産業ニ非常ナル打撃ヲ与フヘキヲ恐レ英政府及当業者ヨリ非常ナル圧迫ヲ加ヘ濠洲トシテハ経済上ニモ其他凡テニ於テ英本国ニ依存セサルヲ得ヌタメカゝル態度ニ出タルコトハ明カニ候」<sup>(102)</sup>と記して英国との関連を指摘した。

また、このような条件の中で高島屋飯田では「当店ノ如ク濠洲ニ主力ヲ尽シ、メルボルンシドニー及 MM 注文ヲ合算スルトキハ極テ巨額ノ既約注文品ヲ抱ヘ居候ニ付、此際之以上ニ多量ノ注文ヲ引受ルコトハ暫ク見合ハスコトニ決シ其旨打電申上タル次第ニ候」<sup>(103)</sup>と一時的に注文を見合わせ。しかし、他の業者のなかには「三月二十三日迄ニ注文ヲ取り統制料ヲ免レントメ三井三菱ハ多量ノ注文ヲ取入タル由、御客ノ立場カラ申セバ此際注文ヲ出シ統制料ヲ免ルゝコト有利ニ候ヘ共、モシ制限ノタメ注文品ノ積出シ不能ノ場合ハ shipper ハ非常ナル損害ニ曝サレ可申候」<sup>(104)</sup>と記され、三井物産や三菱商事のように統制料逃れのために3月23日までに多量の注文を取ったところもあった。

ところで、1936年5月、豪州政府は貿易転換政策にもとづく関税改正を実施し、日本商品に対して輸入禁止の高関税を課した。同年5月27日には日本羊毛輸入同業会関東部からシドニー支部当番幹事の日本綿花株式会社シドニー出張所宛に「濠洲関税引上ニ對抗シ日本政府ハ近ク通商擁護法ノ発動輸入許可制ヲ採用スル事ニ腹ヲキメ具体案作成中。羊毛工業会ハ目下操短中、輸入数量制限等ニ就キ協議中。六月市不買決議スルカモ知レヌ。当部ハ右国策ニ順応シ善処スル事ニ決議セリ。」<sup>(105)</sup>という内容の電文が入っており、今後の対応についてシドニーの各商社出張所にも伝達された。さらに、5月29日には日本羊毛輸入同業会本部からシドニー支部当番幹事の日本綿花株式会

社シドニー出張所宛に「商工省、羊毛工業会、同業会協議ノ結果六月一日以降濠洲羊毛買付中止決定シタルニ付各社へ伝達アリ度、外部へ発表厳禁ノ事。但シニュージーランドハ買付差支無シ、メルボルンへ伝達乞フ」<sup>(106)</sup> という電文が入り、6月からの豪州羊毛買付中止について各商社出張所にも伝えられた。このように、日本政府の通商擁護法発動以前から商社など関係業者には日豪通商交渉の進捗状況が詳細に報告されていたのである。

こうしたなか、日本政府は6月に対豪通商擁護法を発動した<sup>(107)</sup>。7月15日に神戸支店から豪州両出張所に送付された書簡では「濠洲関税問題」が特に取り上げられ、「濠洲政府ノ関税引上ニ対シ日本政府ニ於テ通商擁護令ノ発動ヲ見茲ニ兩國関税戦ニ入り候ニ付、更ニ濠洲政府ノ硬化ヲ想像致居候処、去ル十日ニ至リ濠洲政府ハ雜貨類、綿糸、人絹糸等ニ対シ事実上ノ輸入禁止ヲ致候由、我々ノ主要取扱品タル綿布、人絹織、絹織物ハ幸ヒ其中ヨリ免レ居リ好都合ニ候」<sup>(108)</sup> と高島屋飯田の主要輸出品の影響は少なかったが、「早晚濠洲政府ニ於テ阻止スルニ至ルベシト当地ニテハ一同予想致居候、今回ノ日本政府ノ通商擁護令発布ハ我々当業者ヨリモ寧ロ政府当局者ガ濠洲政府ノ措置ニ憤慨ノ結果決行シタルモノニテ、若シ濠洲政府ガ少シモ反省セズ更ニ日本ニ対シ強攻策ヲ講ズルトキハ勢ヒ日本政府モ更ニ硬化可致、其結果絹布、人絹織物モ輸出不能ニ至ルコト想像サレ申候」<sup>(109)</sup> と述べられている。また、豪州政府についても「来ル九月ノ羊毛シーズン開始ニ当リ日本ガ引続キ羊毛不買ヲ続ケルトキハ濠洲政府モ勢ノ赴ク処更ニ日本品ノ阻止ヲ強行可致或ル期間ハ全面的ニ日濠貿易ノ休止モ想像サレ申候」<sup>(110)</sup> と記され、日本政府の羊毛不買が継続すれば豪州政府もさらなる強硬措置に出るだろうと予想されていた。こうした政府の対豪州通商問題について、高島屋飯田でもこれまでの対応ふりと異なることに注目しており、「由来日本ノ外務省ハ妥協的ニテ従来ノ例ニ見テモ日本ノ当業者ヨリ見ルト非常ニ弱腰ト思ハレ常ニ非難ヲ受ケ候処、今回ノ濠洲問題ニハ政府ガ第一ニ硬化致シ当業者ハ寧ロ引キツラレ気

味ニ有之候、羊毛工業会ノ如キモ従来ナラバ濠毛不買ノ如キ容易ニ耳ヲ籍サヌコト、存候へ共、今回日本ノ社会状勢ガ変リ政府ノ統制強化ニ依リ如何ニ羊毛工業会ノ勢力ヲ以テシテモ如何トモ致シ難ク候」<sup>(111)</sup>と報告していた。このような状態のもとで、高島屋飯田では新規注文を極力見合わせて、輸出の積出を急ぐこととなった。その様子は「当方ニ於テモ注文品全部無事積出シ完了致シ度苦慮致居候、何分ニモ当社ノ濠洲部ノ商売ハ非常ニ巨額ニ付万一ノ場合ニハ非常ナル打撃ト相成候、何卒既約品全部引渡シ完了致ス様御尽力被下度御願申上候」<sup>(112)</sup>という文面からもよく理解できる。また、8月24日の神戸支店からの書簡では「当神戸支店全商売高ノ七割強ヲ濠洲ニ依存シ長期ニ亘リ巨額ノ既約注文ヲ有スル当店トシテハ万一ノ場合ハ非常ナル窮地ニ陥ル虞アル」<sup>(113)</sup>としてできる限り損失を少なくすることに尽力した。この時期に高島屋飯田神戸支店では400万円を超える対豪積出高を抱えており、こういう状況下で「濠洲ノ関税引上及輸入制限トイフ難問題ノ突発シタル本期ニ於テ四百万円ノ注文品ヲ無事積出スコトヲ得タルハ非常ニ結構ナルコト、存候」<sup>(114)</sup>と喜んでいる。いずれにしても、世界経済のなかでは人絹織物、綿布輸出に対する統制が強化されており、日本政府では輸出統制料を賦課したりして調整するとことになった。

このように1936年は日豪貿易に携わっていた商社には大きな変革期ともいえる年であったが、高島屋飯田の1936年上半期の『第四拾回営業報告書』<sup>(115)</sup>によれば、輸入部は「軍需工業ノ盛況ニ伴ヒ各種工業用原料ノ輸入ハ前期来引続キ旺盛ノ極メ益々好調ヲ持続シタリ、然ルニ期央対濠通商擁護法ノ発動ニヨリ将来ノ羊毛輸入ニ付不尠不安ヲ加フルニ至リタルモ、時羊毛買付後ノ季節外ニシテ当期ニ於テハ幸ヒ何等ノ影響ヲ被ラズ寧ロ前期ニ比シ一層良好ナル成績ヲ挙グルコトヲ得タリ」と述べられた。羊毛の買付年度が終了していたのが幸いして、この年度には大きな影響がなかったのである。一方、輸出部は「本邦輸出品ハ海外諸方面ヨリ抑圧ヲ蒙ルコト益甚シク、濠洲

ハ我綿布及人絹布ニ対スル高率関税ヲ発表シテ我商品ヲ完全ニ拒否セントシ、他方欧州方面ハ独乙ノ強行進出、伊国ノエチオピア遠征、更ニ西班牙ノ内乱等相次キ、為メニ我輸出品ニ多分ノ障害ヲ與ヘタルモ当期ハ従来ノ多数注成品ノ輸出ヲ堅実ニ実行シ更ニ新販路ノ開拓ヲ計リ幸ニシテ前期ニ劣ラサル成績ヲ持続セリ」と述べられた。輸出に関しては、とくに綿布や人絹布などの輸出品が豪州政府の高関税導入の影響を受けており、新販路の開拓を模索している様子がうかがえる。しかし、こうした状況下でも、高島屋飯田はこの年度に普通配当1割、記念特別配当1割5分を達成しており、軍需関係の官庁部に支えられて経営的には順調であったと言える。

### (iii) 豪州貿易に関わる諸問題

#### (a) 羊毛バイヤーの問題

高島屋飯田では、1927羊毛年度の開始にあたって外国人バイヤーから日本人バイヤーへ転換したことは前述した。同社ではクレーム削減のために努力していたが、この問題の解消までには至っていなかった。1930年代には日本国内で羊毛工業が発達し、紡績会社も羊毛工業に進出するようになったことから羊毛需要は高まっており、商社の取り扱う豪州羊毛も増加していたことからクレームも多くなっていたものと考えられる。

1934年2月13日の書簡の中でも「近頃、鐘紡、大日本紡、東洋紡、富士紡等既ニ羊毛工業ニ着手シ鐘紡、大日本紡ノ如キ三井、兼松ニ注文ヲ出シ始メタル程ニテ西村君一人ニテハ中々廻リ兼ヌル次第第二候」<sup>(116)</sup>と報告され、国内での羊毛注文先の確保も一段と競争が激しくなっていた。羊毛工業会社からは高島屋飯田の買付羊毛のクレームが度々寄せられていたようであり、1935年2月25日の書簡でも「「メルボルン」方面ノ買入ニ昨年「クレーム」多カリシコトハ遺憾ニ候、此頃新興ニモ五十俵アリシ由十分御注意願上候」<sup>(117)</sup>と注意を呼び掛けていた。高島屋飯田ではシドニー出張所の岡島芳太郎、メル

ボルン出張所では村瀬良平が中心となって豪州羊毛買付をおこなっていた。両出張所ともに日本毛織などの羊毛工業会社からのクレームを受けないような正確な羊毛鑑定技術を向上させることが先決問題であったが、同時に両氏にかわるバイヤーの養成にも気を配っていた。1933年4月24日のシドニー出張所宛書簡には、「Buyerニ付テハ現在ハドウニカ行キ申候、大久保君ガ役ニ立ツコトニナレバ一人ノ予備ガ出来ル訳ニ候、村瀬君ハ必ズシモ日本勤務ニナリ切ルコトモナカルベキモ、子供教育ノ関係上将来永ク海外ニ勤務スルコトハ困ルカト存申候、是レハ本人ニハ聞キ不申候ヘ共周囲ノ状況ヨリシテ小生ハソウ考居申候、然ル場合モ考エネバナラズ一方可成外人ノBuyerヲAssistantスルコトガ便宜ニ候間、貴方ノ案ノ如クTurner即チSamplerヲ夫レニ向ケル方針ニテ御進行被下度候、夫レガ為メニ自然外人一人ヲ増スコトモ不得巳ト存申候、即チSydneyハ貴下トPearce二人、Melbourneハ村瀬、玉井、外ニ大久保ヲ予備トシ将来ノ為メニInnerヲモ予備ト為シ置クコトニ致度候」<sup>(118)</sup>と述べられており、サンプラーをバイヤーに養成することも考えていたようである。1933年7月7日のシドニー出張所宛書簡では、「SydneyノTurnerヲSamplerヨリ徐々ニBuyerニ養成スルコトハ結構ニ候、是レデSydneyハ三人ニナリ可申候、尚MelbourneモHoraceヲ養成シ度シトノコトニ候、是レモ差支無之候、外人ノ方ガ間ニ合ヘバ貴方ヲ増シ日本人ハ可成交代ニ日本勤務ノ出来ルコトニモ致度候間、余リ費用ノカ、ラヌ程度ニテ徐々ニ養成願度候」<sup>(119)</sup>と記され、サンプラーをバイヤーに養成することは東京本店本部でも諒解されたが、日本人バイヤーを日本勤務に戻すことも考えて、費用のかからない程度にバイヤーを養成するように指示が出ていた。また、同年12月8日のシドニー出張所宛書簡でも「Buyerノ養成ニ付テハ今一人日本人ノBuyerノ養成スルコトハ必要ニ候、実ハ今回田丸悌二ト申スーツ橋専門部ヲ卒業シタ人ヲ大阪店羊毛部ヘ採用致候、稍Buyerトシテノ条件ヲ備エ居申候、外ニ宗像君モアリ何レカBuyerトシテ

養成シタラトモ考居申候」<sup>(120)</sup>と報告され、将来のバイヤー候補の採用も行っていた。また、日本から豪州出張所への転勤の際にもバイヤーとして将来が期待されるものに対しては、「商売上ノ機敏サハ石田君ノ方勝リ申ベク、或ハ石田君ハ Buyer トシテ養成シタ方可然ト存候間御試験被下度候」<sup>(121)</sup>というような要望を濠洲出張所に送っていた。

このようなバイヤー養成を急ぐ背景には豪州での羊毛買付が多忙を極めたことが第一の理由であるが、南米への輸出問題とも関係していた。とくに、アルゼンチンは1931年10月以降為替管理を実施したため<sup>(122)</sup>、高島屋飯田でもこれへの早急な対策が必要となっていた。1933年4月17日のシドニー出張所宛書簡のなかでは、「実ハ南米トノ輸出入関係此頃非常ニ面倒ニナリ亜国ハ自国ノ輸入ハ輸出スル品物ニ対シテ許ス方針ノ為メ亜国羊毛ノ輸入ヲ計ル要アリ、誰レカー一人出張シ度キ次第ナレトモ現在ノ処ニテハ其人ガナイ訳ニ候、将来ノ為メニハ何ントカ考エネバナラヌ次第ニ候、今一人位ハ適当ノ人物ハ養成ノ要アルカト考居申候、玉井君デモ濠洲ノ途中亜国ヘ立寄ラセンカトモ考居申候」<sup>(123)</sup>と報告されている。さらに、1933年4月24日のシドニー出張所宛書簡では「新たな問題」としてアルゼンチンの為替管理問題に触れ、「Argentina ガ為替管理ヲヤル為メニ日本ヘ輸入スル金高ニ応ジテ同国ヘノ輸入ヲ許スコトニナリ申候、為メ今後ハ同国ノ羊毛ナリ Quebracho ナリ Hide ナリヲ是非日本ヘ輸入シ度キ神戸店ノ希望ニテスル状態ニ於テハ自然一般輸入ハ出来ヌ、従テ輸出入両方出来ル店ハ利益モ余計ニ取レルコトニナルノデ此余分ノ利益ハ神戸店トシテハ掃出シ日本ヘノ輸入品ニ付テハ例ヘバ5%位ハ出シテモ商売ヲシテ貰ヒ夫レ丈日本カラ輸出スレバ夫レデモ引合フコトニナリ申候、夫故此頃ハ5%位ハ Cost ヲ下ゲテ日本ヘ輸入品ヲ quote シテ居ル次第ニ候ガ、夫レデモ羊毛、Hide 共ニ中々商売ガ出来ズ Quebracho ニ付テハ目下研究シ相当ニ見込モ出来ルコトニナリ申候ガ、羊毛ニ至ルト一度羊毛ノ分ル人ガ行キテ一通リ arrange セヌト Start ガ出来



ヌト存候、乍併今ノ処何レノ方面モ忙シイノデー寸手ノ援ケル人モ無之候」<sup>(124)</sup>と報告した。すなわち、高島屋飯田ではアルゼンチンに人絹布、綿布などを輸出するには、アルゼンチンから羊毛、牛・馬などの皮革、ケブラチヨなどを輸入しなければならなくなった。とくに、羊毛の輸入には鑑定に詳しい人がいなければ輸入に踏み切ることができなかったようで、高島屋飯田では「夫レデ玉井君が出来レバ帰朝ノ途次 Argentina へ立寄リテ出来ル丈ノコトヲ見テハドウカト存候、当方ノ考ハ玉井君ハ五月中ニ帰朝故六、七、両月ヲ日本ニテ費シ種々打合ヲ為シテ八月出発、九、十、ト三月ノ間ニ済マレ十一月初メニ帰濠シテハドウカト存候」<sup>(125)</sup>という案を考え、一時はアルゼンチンに人を送って調査させることも考えていた。

さらに、高島屋飯田ではアルゼンチンからの羊毛輸入は日本毛織との関係から考えなければならなかった面もあり、日本毛織の塚脇氏に相談し、つぎのような結論を書簡で送付している<sup>(126)</sup>。

1. 日毛ハ未ダ南米ノ毛ニ Interest ヲ感ゼズ本シーズン漸ク千俵位ノ注文ニ過ギズ、此南米ノ毛ヲ本気デ買ウニハ日毛ノ技師ヲ派遣シタ上ノコトデアルトノコト  
     日毛以外ニハ余リ当社トシテハ売レソウニアラズ、而カモ何故値段ガ濠洲ヨリ高シ
2. 玉井君ノ帰濠ノ途次南米へ廻ルノデハ Off season デ余リ収穫モナカルベシ、又一ヶ月位ノコトデハ何ノ調査モ出来ヌナラン、又折角調査シテモ日本へ報告ニ帰ラズニ濠洲へ行クノデハ是レモ利益ナシ
3. 「メルボルン」モ段々注文ノ増加スルノニ玉井君ノ留守トナルコトハ無理トナリ羊毛トシテハ当面非常ニ不利ナルベシ

この報告によれば、高島屋飯田では日本毛織が南米羊毛に興味を示していない現状では積極的な行動はできず、豪州両出張所が羊毛買付けに多忙なため南米への本格的な調査は見送られることになった。また、高島屋飯田の結

論としては、「要スルニ羊毛トシテハ未ダ南米ニ手ヲ附ケルコトハ早イ縁ノ下ノ力持ニナルニ過ギズト存候、唯輸出ノ立場トシテハ何ントカセネバナラヌコトニ付キ寧ロ玉井君ハ止メニシテ改メテ此秋頃ニナリテ日本ニ居ル人デ可成羊毛ノ分ルモノヲ南米ニヤルコトニスル外ナク、是レヲ今後研究スルトシテ玉井君ノ渡濠ヲ中止スルコトニ致候間左様御含被下度候」<sup>(127)</sup>と報告されているように、輸出の観点から改めてアルゼンチン対策をおこなうことになったのである。しかし、この一方で「日英ノ貿易上ノ紛議ガ旨ク行カヌ場合ニハ南米ヘモ適当ノ Buyer 派遣ノ要アルベク、日本モ大阪ノ注文通りニ増員シ得ルコトニシタ方安全ナルベク旁外人ノ Buyer 増員ハ賛成ニ候」<sup>(128)</sup>と報告しているように、将来の南米羊毛買付のためにもパイヤーの増員には積極的であった。

神戸支店の西山はシドニー出張所宛書簡の中で「各国共ニ関税引上又ハ為替管理、輸入制限等頻発シ問題相踵イデ起リ閉口ニ御座候」<sup>(129)</sup>と述べ、輸出関連が多い神戸支店では各国の関税引上げ、為替管理、輸入制限問題に苦慮していた。アルゼンチン問題にも触れ、「南米アルゼンチン為替管理益嚴重ニテ今回ノ産物ヲ買ハヌト輸出ガ出来ヌコトト相成リ三井、兼松等皆同国羊毛ノ輸入ハ大量ニ候」<sup>(130)</sup>と三井物産、兼松商店はアルゼンチン羊毛輸入を大量にしている旨が報告された。高島屋飯田でも三井物産と兼松商店が南米で買付をおこなうことを無視できなくなり、「南米ノ羊毛其他ノ輸入ガ神戸ヨリノ輸出ニ是非必要トナルノデ種々研究ノ結果一番手ヲ明ケ易イ岩本君ヲ一季節丈南米ヘ派遣スルコトニ致候、果シテ羊毛ノ注文ガ取レルヤ否ヤ又羊毛トシテ引合フヤ否ヤ不明ニ候へ共、背水ノ陣ヲ布イタ訳ニ候」<sup>(131)</sup>と具体的な行動をしめすようになった。高島屋飯田では岩本氏をアルゼンチンに派遣したが、「岩本君、南米ニテ病氣ニ罹リ入院セル由輕イ呼吸器病ノ様ニ候、折角渡亜シテ何等結果ヲ見ヌ内ニテ実ニ本人ニモ氣ノ毒、店モ大損失ニ候、又来年三月頃ニハ日本ヘ帰朝シ得ル迄ニナルベシトノコトニ候ガ、帰朝シテ果

シテ羊毛係トシテ勉マルヤ否ヤ疑念致候、加来君ノ鉄道係異動ガ益考エラル、コトニ御座候」<sup>(132)</sup>と報告されているように、アルゼンチンでの調査は不調に終わったようである。さらに、1935年には絹及人絹織物輸出連合会では輸出絹および人絹織物に統制料を賦課することになり、絹織物は一碼につき1厘以下、人絹織物は一碼につき5銭以下の統制料を課することになった。また、これらの統制料は一般の場合であり、求償貿易のために輸入促進を要する市場では特別統制手数料を課することになった。こうした状況について、高島屋飯田では「此ノ統制案ノ起リハ今春来人絹糸ノ暴落甚シク、次デ人絹織物ノ暴落ノタメ人絹特約筋ガ大打撃ヲ受ケ、而モ人絹相場ハ本年下期ニ於ル増産ヲ見越シテ底抜の商状ヲ現ハシタルタメ、特約店ノ主唱ニ輸出者モ加リテ人絹連合会（人絹糸ノ会社側）ニ向ヒ操短ノ実行ヲ要望セシ処、会社側モ操短ノ必要ヲ認ルモ会社ニ依リ立場ヲ異ニシ議容易ニ決セザルタメ人絹連合会ニテ操短セヌナラバ輸出組合ニテ統制スベシト宣言セシコトガ意外ニ反響ヲ得タルヲ見テ此際一部ノ輸出者ガ海外ニ於ケル手持品ノ値下リヤ claim ヲ防グタメ人絹織物ニ対シ価格統制ノ意味ニテ統制料ヲ賦課スルノ案ヲ立テ他ノ者ガ雷同シタルモノニ候、輸出価格ノ統制トイフコトハ理想トシテハ結構ニ候ヘ共、幾多ノ弊害ヲ伴ヒ申候、仮ヘハ人絹ニ対シ凡テヤール五銭迄ノ統制料ヲ課スルタメ安物ニアツテハ五割以上ニ相当スルタメ密輸出ヲ助長スヘク、殊ニ満洲印度等ヘハ真面目ナ輸出ハ不可能ニ相成申候」<sup>(133)</sup>と報告している。

いずれにしても、各国の関税引上げ、為替管理等に加え日豪関係の悪化は高島屋飯田の輸出部門を担当していた神戸支店に影響を及ぼし、「神戸店トシテ最モ重要ナル濠洲市場ニ関税ノ大幅引上げアリタルコトハ当店トシテ非常ナル打撃ニ有之候、日濠関税交渉モ遅々トシテ進捗致ザル様子ニ有之、当分思切タ商売ハ不可能ニ有之困却致候」<sup>(134)</sup>と悲観的な報告をしている。

(b) 輸出に関わる諸問題

1934年9月、高島屋飯田では輸出品の保険に関して保険会社との問題が起こっていた。同年9月20日から21日朝に関西地方を襲った台風によって神戸地方は海岸近くの建物が浸水した。同社では20日から荷役を開始したが雨のために予定通りにいかず21日まで持ち越され、一部の荷物が浸水の被害を受けることになった。25日に神戸店からシドニー出張所宛書簡の中では「同船積ノ予定ニテ既ニ前述ノ通り上屋ニアリシ荷物ノ中ニ貴方グレース行ノモノ五箱有之、此ヴァリユ一約四千五百円ニ（正確ナル数字ハ只今不明）御座候ガ御承知ノ通同店宛ノ荷物ハ総テ同店ガ特約セル、オープンポリシー、ニヨリ cover サレル事ト相成候、然ル処ソノ保険会社ノ当地代理店ガ変更サレソノ事務引継ギガ生憎廿二日ト相成居ソレ迄ノ代理店 Whymark ハ廿日夜我々ヨリ保険ヲ申込ミタルニ不拘、廿一日保険証券ノ発行ヲ請求シタルニ之ヲ「申込無シ」ノ理由ニテ新代理店 Helm 商会ト共ニ今回ノ trouble ヲ極力回避セントスルヤニ見受けケラレ申候」<sup>(135)</sup>と報告され、シドニー向け荷物の保険請求がうまくいかなかった。高島屋飯田神戸支店では保険問題を重く見ており、「損害ガ軽微ナリシ為今回ハ大シタ無之候へ共、現ニ中税関ノ上屋ハ被害最モ甚ダシカリシ関係上大部分ノ荷物ハ洗ヒ去ラレテ流失シタル有様ニ御座候間、所謂全損トナルモノナレバ、ソウ言フ場合、今度ノ様ナ不安ナ保険デハ困ル様ニ御座候、コンナ頼リ無イ（ト言ヘバグレースハ怒ル事ト存候ガ）保険会社デアルト言フ事ハ今度ノ事件デ分ツタ訳ニ御座候ガ支配席ヨリノ指図モ有之、此際グレースト交渉シテ同店行ノ荷物他店ノモノト同様我々ノ手ニテ我々ノ東京海上トノオープン、ポリシーニテ保険ヲ附シ度次第ニ御座候」と述べ、外国保険会社から東京海上に保険会社を変更する方向で考えていた。

このように、高島屋飯田では、人絹布などの繊維製品の輸出を増加していくなかで、保険問題に配慮をしなければならなくなっていたといえよう。な

お、神戸支店では1935年12月の豪州両出張所宛の書簡の中で、「今回輸出ノ洋服地、シャツ地、真被ナフキン、タオル、手巾等ヲ多量ニ生産シ輸出ニ向フ様充分値段ヲ安くシテ大イニ輸出向ニカヲ入ル、計画ニ有之候由、会社ニハ当社長重役トシテ特殊ノ関係有之候ニ付特ニ当社長へ相談アリタルモノニ候、会社ニテハ特ニナフキン、手巾ヲ有望視シ十分海外製品ト競争シ得ル自信有之由ニ候、就テハ貴市場ニ向クナフキン、手巾ノ品質寸法目方及値段ヲ御調査ノ上御通知被下度、モシ出来レバ実物見本ヲ御送り被下度候」<sup>(136)</sup>と豪州で有望な繊維製品の調査を依頼していた。高島屋飯田では、同社と関係の深い帝国製麻会社が豪州繊維輸出を目的として動き出していた。

一方、1935年から1936年にかけて、高島屋飯田では輸出に関して W. Swinton 事件が発生していた。高島屋飯田の神戸支店は1936年8月24日の豪州両出張所宛書簡のなかで、「第四十期決算モ間近ト相成候、今期間輸出部ノ最モ大ナル問題ハ W. Swinton ト濠洲関税問題ニ有之、W. Swinton ニ付テハ最善ノ解決方法ニ付相交渉ヲ願居リ此上共ニ出来ルタケ損失ノ少ク相成ル様御尽力願上候」<sup>(137)</sup>と報告した。高島屋飯田では、W. Swinton へ綿シャツなどを輸出していたが、その支払いが滞っていた。その合計額は1935年12月から1936年5月までに1万1,894ポンド余あることが判明した<sup>(139)</sup>。繊維品の輸出は神戸支店が担当しており、神戸支店は困難な問題に直面していた。1936年9月30日の神戸支店から豪州両出張所宛書簡のなかでは、「折悪シク神戸店トシテハ種々大ナル問題起リ大イニ憂慮致候処、御蔭ヲ以テ三十九期同様ノ利益数字ヲ挙げ候事洵ニ結構ニ存候、尚四十期中ニ於テシドニー支店宛ノ荷為替手形合計£2,895-15-11ヲ当方ニテ償還支払致シ、此金額ハ Wallece Swinton ノ貸倒レ償却ニ充当致候ニ付£2,895-15-11 plus £2,453-2-6=£5,348-18-5ダケ四十期ニ於テ償却シタルコトト相成候」<sup>(139)</sup>と報告され、この時期に W. Swinton 問題に関連して神戸支店が貸倒金5,314ポンド余を償却したことが報告されている。このように、日豪通

商関係が悪化している時期において、高島屋飯田では輸出問題で売上金が回収できない事件も発生していたのである。

## むすびにかえて

本稿では高島屋飯田の東京本店本部あるいは神戸、大阪などの支店からシドニー、メルボルンの両豪州出張所へ送付された書簡類を分析し、1920年代から1930年代における同社の羊毛買付の実態と問題点を明らかにした。

高島屋飯田はこの時期に飛躍的に羊毛買付を活発化させ、シドニー出張所、メルボルン出張所を中心として豪州各市場で羊毛買付を展開した。同社はこの時期に日本毛織との特別な関係を構築し、日本毛織から多量の羊毛買付注文を得たことが飛躍的な羊毛買付を達成した要因であるが、両社の関係者は羊毛買付やクレームについて度々相談していたことも書簡を通して明らかになった。また、日本毛織からみれば、高島屋飯田は鑑定技術の問題はあったが、兼松商店、三井物産に比して羊毛買付量の少なかった高島屋飯田と関係強化を図ることは羊毛買付量の増大につながっていたといえよう。

一方、1920年代から30年代の高島屋飯田の経営を概観すると、陸軍、海軍などの官公庁への利益が最も大きかった。日本が戦時体制へ移行するこの時期の高島屋飯田の経営において、軍事関係の利益に占める割合は繊維関係よりも大きかったといえる。それでも、羊毛買付の飛躍的增加により羊毛輸入の全売り上げに占める割合は高くなっていったことも事実である。しかし、豪州での羊毛買付は営業費が大きく、利益でみると官公庁には及ばなかった。

この時期は、羊毛の売り上げ増にともなって高島屋飯田の国内支店および海外出張所の業務も多忙となり、その過程で多くの問題も生じていた。第一は羊毛買付けにともなう歩留率のクレーム対策であった。高島屋飯田にとって、正確な羊毛鑑定技術を身に付けたバイヤーの養成は、代表的な取引先の

日本毛織と良好な関係を保ち、多量の羊毛注文を得るためにも緊急の課題であった。高島屋飯田では国内本店および支店でも新卒採用の段階から有望なバイヤーとして嘱望された人材の発掘も行っていった。バイヤーの養成は短期間におこなうことは困難であることから、羊毛買付が増大したことにともない計画的に養成する必要があったといえよう。

ところで、1929年の世界大恐慌を契機として、各国の通商政策は自由通商主義から保護通商主義およびブロック経済主義へと転換していった。この時期には各国が高関税、為替管理保護通商主義などの間接的輸入阻止策から輸入禁止、輸入割当などの直接的手段に転換したため、各国の通商関係は混乱を極めた。日豪貿易も1936年の豪州政府の禁止的高関税の導入と日本政府の対豪通商擁護法の発動により大きな転換点を迎えた。高島屋飯田では、とくに輸出品を取り扱っていた神戸支店で貿易制限のなかで如何に迅速に輸出品を積み出すかという課題を生じていた。また、輸出面では保険問題、売上代金の未回収問題なども起こっており、豪州輸出において様々な困難に直面していた。こうしたなかで、日本政府は日豪通商交渉において強硬姿勢を取っていた。日本政府は各商社に交渉過程を詳細に情報として伝達していたが、各商社にとっても日豪通商交渉の行方は日豪貿易の輸出・輸入の両面で経営に直結する問題であったからである。

《注》

- (1) 拙稿「1930年代における高島屋飯田株式会社の経営と日豪貿易」（金子光男編『ウエスタン・インパクト』、東京堂出版、2011年12月所収）。
- (2) 拙稿「高島屋飯田株式会社の豪州羊毛買付——1920年代から1930年代に至る豪州羊毛市場の競売室席順の考察を中心に——」（『政経論叢』第80巻第1・2号、2012年1月）。
- (3) 高島屋飯田の決算期は、上半期が3月から8月、下半期が9月から2月であった。

### 戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

- (4) 『貳拾周年記念高島屋飯田株式会社』(高島屋飯田株式会社, 1936年12月), 134頁。
  - (5) 「大阪店・喜多村よりシドニー岡島宛書簡」(1927.9.1), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
  - (6) 同上。
  - (7) 同上。
  - (8) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1927.9.6), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
  - (9) 「本部第廿八信, 東京本店本部竹田より濠洲出張所岡島芳太郎宛書簡(昭和2年8月17日)」, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
  - (10) 前掲「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1927.9.6), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
  - (11) 同上。
  - (12) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1927.9.7), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
  - (13) 同上。
  - (14) 同上。
  - (15) 高島屋飯田では1891(明治24)年の頃から海軍当局の求めに応じて絨毯(敷物用パイル織物)の生産を専属工場で行わしめていた。また、腰掛張用パイル織物(モケット)についても、日清戦争後から鉄道局からの依頼で銅製品の国産製造の研究に取り組んでいた。これらの製品の製造は、1913(大正2)年12月に高島屋飯田が住江織物合資会社(資本金4万5,000円)を設立して継承し、1917(大正6)年には資本金を25万円に増資した。さらに、1930(昭和5)年には資本金50万円の株式会社に組織変更し、資本金は1935(昭和10)年3月に60万円、1936年8月に100万円に増資された。住江織物株式会社では汽車・電車・自動車方面に付随した織物製造から船舶方面の織物類、航空機用織物製造等を行った。また、1935年4月の株式会社改組の際には、住江織物株式会社の取締役役に飯田新七、飯田藤二郎、小野傳治郎、監査役に後藤忠治郎が就任した(前掲『貳拾周年記念高島屋飯田株式会社』, 234, 253-266頁)。
  - (16) 「本部第廿九信, 東京本店本部竹田より濠洲出張所岡島芳太郎宛書簡(昭和2年9月30日認)」, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
  - (17) 「本部第卅信, 東京本店本部竹田より濠洲出張所岡島芳太郎宛書簡(昭和2年10月27日認)」, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
  - (18) 前掲「本部第廿八信, 東京本店本部竹田より濠洲出張所岡島芳太郎宛書簡
- (63)



- (昭和2年8月17日認)、『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (19) 加藤曠之助は1927, 28年ころには大阪支店に勤務していたようだが, 1936年には東京本店営業部調査部に所属していた(前掲『貳拾周年記念高島屋飯田株式会社』, 193頁)。
- (20) 前掲「本部第卅信, 東京本店本部竹田より濠洲出張所岡島芳太郎宛書簡(昭和2年10月27日認)』, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (21) 「本部第参拾壹信, 東京本店本部竹田より濠洲出張所岡島芳太郎宛書簡(昭和2年11月16日認)』, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (22) 前掲『貳拾周年記念高島屋飯田株式会社』, 229頁。
- (23) メルボルン出張所の名称は T. Iida であり, 1928年2月18日から6<sup>TH</sup>FLOOR, SELBY HOUSE, 318-324 FLINDERS LANE, MELBOURNE に移転した(「メルボルン出張所の移転案内」, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37)。
- (24) 「第式拾五回定時株主総会議事録(昭和4年4月20日)』, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (25) 「東京大阪合併決算表(第25回決算)」(1929.3.27), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (26) 前掲「第式拾五回定時株主総会議事録(昭和4年4月20日)』。
- (27) 「シドニー, ニューヨーク, ロンドン出張所宛書簡」(1929.10.26), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (28) 同上。
- (29) 同上。
- (30) 同上。
- (31) 同上。
- (32) 「ロンドン, ニューヨーク, シドニー, メルボルン出張所宛書簡」(1930.4.1), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (33) 同上。
- (34) 同上。
- (35) 「ロンドン, ニューヨーク, シドニー出張所宛書簡」(1930.10.13), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (36) 同上。
- (37) 同上。
- (38) 同上。
- (39) 同上。
- (40) 同上。

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

- (41) 同上。
- (42) 同上。
- (43) 「東京本店本部よりよりシドニー、ロンドン、ニューヨーク出張所宛書簡」(1931.4.2),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (44) 同上。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1931.9.27),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (48) 「東京本店本部よりシドニー、メルボルン、ロンドン出張所宛書簡」(1932.4.15),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (49) 同上。
- (50) 同上。
- (51) 「本部第四十三信、岡島芳太郎宛書簡(昭和7年11月8日)」,『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (52) 「ロンドン、ニューヨーク、シドニー出張所宛第卅一回決算・書簡」(1932.4.15),『本部来信其ノ他』, 2頁, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (53) 「ロンドン、ニューヨーク、シドニー出張所宛第卅二回決算・書簡」(1932.11.15),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (54) 同上。
- (55) 同上。
- (56) 高島屋飯田株式会社『第参拾貳回営業報告書』昭和七年上半期(自昭和七年三月一日至昭和七年八月参拾壹日), 2-4頁, NAA: SP 1098/16 Box 7。
- (57) 「東京本店本部よりよりシドニー、メルボルン、ロンドン出張所宛第卅三回決算・書簡」(1933.4.17),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (58) 「東京本店本部よりよりシドニー、メルボルン、ロンドン出張所宛第卅四回決算・書簡」(1933.10.13),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (59) 同上。
- (60) 同上。
- (61) 同上。
- (62) 前掲「1930年代の豪州における日本商社の羊毛買付」, 33-35頁。なお、川西系と河崎系に関しては、白木沢旭児『大恐慌期日本の通商問題』(御茶の水書房, 1999年2月), 108-113頁を参照。
- (63) 前掲「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1927.9.6),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。

- (64) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1928. 1. 24), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (65) 前掲「シドニー, ニューヨーク, ロンドン出張所宛書簡」(1929. 10. 26), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (66) 井島重保『羊毛の研究と本邦羊毛工業』(光弘堂, 1929 年 10 月), 343-350 頁。
- (67) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1930. 9. 2), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (68) 同上。
- (69) 同上。
- (70) 前掲『羊毛の研究と本邦羊毛工業』, 346-347 頁。
- (71) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1930. 9. 19), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (72) 同上。
- (73) 同上。
- (74) 同上。
- (75) Comeback (CBK) とは豪州で作られている特別な交配種である。1880 年代に入って冷凍船ができたため上質の羊肉が欧州で高値で販売することができるようになった。このために飼育羊種のなかで絶対多数を占める Merino 種の肉質改善に力が注がれるようになり肉の良い英国長毛種の血を導入することが研究された。この結果, 毛肉兼用種の Comeback ができた(前掲『羊毛事典』, 67-68 頁)。
- (76) 前掲「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1930. 9. 19)。
- (77) Crossbred (XBD) とは二種類またはそれ以上の羊種の血が混入した羊を言うが, 国によって使い方が異なる。豪州では大別して Merino 以外を XBD としており, 例外として Down and Shropshire, Lincoln, Comeback (Oddment 端物に限り) の分類が AGA タイプ (Australian Government Appraisalment Type) に入れられている(前掲『羊毛事典』, 78 頁)。
- (78) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1930. 10. 24), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (79) 同上。
- (80) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1931. 3. 18), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (81) 同上。
- (82) 同上。

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

- (83) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1931.5.8), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (84) 同上。
- (85) 同上。
- (86) 同上。
- (87) 同上。
- (88) 同上。
- (89) 同上。
- (90) 同上。
- (91) 「東京本店本部より岡島芳太郎・村瀬宛書簡」(1932.11.15), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (92) 同上。
- (93) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1933.4.22), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (94) 「日本輸出人絹布ニ関スル諸統計」, NAA: SP 1098/16 Box 9。
- (95) 「東京本店本部より倫敦店, シドニー・メルボルン, 南米出張所宛書簡(昭和11年2月29日)」, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (96) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1936.3.19), “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15。
- (97) 同上。
- (98) 同上。
- (99) 同上。
- (100) 同上。
- (101) 同上。
- (102) 同上。
- (103) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1936.3.28), “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15。
- (104) 同上。
- (105) 「日本羊毛輸入同業会関東部よりシドニー支部当番幹事日本綿花株式会社シドニー出張所宛電文(昭和11年5月27日)」, NAA: SP 1098/16 Box 9。
- (106) 「日本羊毛輸入同業会本部よりシドニー支部当番幹事日本綿花株式会社シドニー出張所宛電文(昭和11年5月29日)」, NAA: SP 1098/16 Box 9。
- (107) 日豪通商交渉および対豪通商擁護法に関しては, 拙稿「豪州保護関税政策と日豪貿易(1)(2) — 1936年豪州貿易転換政策をめぐって —」(『政経論叢』第77巻第1・2号, 第77巻第5・6号, 2008年11月, 2009年3月)を参照され

たい。

- (108) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1936. 7. 15), “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15.
- (109) 同上。
- (110) 同上。
- (111) 同上。
- (112) 同上。
- (113) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1936. 8. 24), “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15.
- (114) 同上。
- (115) 高島屋飯田株式会社『第四拾回営業報告書』, 3-5 頁, NAA: 1098/16 Box 7.
- (116) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1934. 2. 13), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (117) 「東京本店本部よりシドニー岡島芳太郎, メルボルン村瀬良平宛書簡 (昭和 10 年 2 月 25 日)」, 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (118) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1933. 4. 24), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (119) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1933. 7. 7), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (120) 「東京本店本部よりシドニー出張所岡島芳太郎宛書簡」(1933. 12. 8), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (121) 「東京本店本部よりシドニー・メルボルン支店宛書簡」(1933. 12. 20), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (122) 『昭和十二年版各国通商の動向と日本』(日本国際協会, 1937 年 12 月), 316-324 頁。
- (123) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1933. 4. 17), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (124) 「東京本店本部よりシドニー出張所宛書簡」(1933. 4. 24), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (125) 同上。
- (126) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1933. 6. 1), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.
- (127) 同上。
- (128) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1933. 7. 7), 『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37.

戦前期日豪羊毛貿易における諸問題

- (129) 「神戸支店西山より岡島芳太郎宛書簡」(1933.7.10),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (130) 同上。
- (131) 「東京本店本部より岡島芳太郎宛書簡」(1933.8.22),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (132) 「東京本店本部よりシドニー・メルボルン支店宛書簡」(1933.12.20),『本部来信其ノ他』, NAA: SP 1098/16 Box 37。
- (133) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1935.5.29), “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15。
- (134) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1936.9.30), “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15。
- (135) 「神戸支店蔭山よりシドニー出張所宛書簡(昭和9年9月25日)」, “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15。
- (136) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1935.12.1), “Letters between Japan and Melbourne” NAA: SP 1098/16 Box 15。
- (137) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1936.8.24), “Letters between Japan and Melbourne” NAA: SP 1098/16 Box 15。
- (138) 「スイントン事件補助記録」, NAA: SP 1098/16 Box 25。
- (139) 「神戸支店西山より濠洲両出張所宛書簡」(1936.9.30), “Letters between Japan and Melbourne”, NAA: SP 1098/16 Box 15。

(付記) 引用史料については原則として常用漢字に改め、史料読解のために適宜区点、読点などを付した。なお、地名、固有名詞、専門用語については、例外として旧字としたところもある。また、年号は原則として西暦に改めたが、書簡で元号を使用しているものはそのままとし、文書名のなかに元号の年月日を入れた。